

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和元年6月24日（月）  
午前10時02分～午後5時26分  
場 所： 第1委員会室

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	施設政策担当部長	榎本 憲志郎
	企画課長	田島 元	行政管理課長	小柳 一成
	資産活用担当課長	松田 隆行	広報担当課長	尾崎 ゆかり
	財政課長	磯貝 浩二		
	総務部長	渡邊 眞行	総務契約課長	櫻田 芳恵
	人事課長	本多 剛史	防災安全課長	城所 学
	市民経済部長	鈴木 誠	課税課長	赤松 勝也
	経済観光課長	宮崎 武	観光担当課長	渡邊 哲也
	プレミアム付商品券担当課長	伊野 勲		
	オリンピック・パラリンピック(策)	小林 弘宜		
	スポーツ振興担当部長			

## 案 件

件 名	結 果
1 元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情	採択すべきもの
2 元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情	採択すべきもの
3 元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情	採択すべきもの
4 第55号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第56号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 第五次多摩市総合計画 第3期基本計画の策定について	企画課
2 多摩市市制施行50周年記念事業基本計画の策定について	企画課
3 ふるさとTAMA応援寄附金（ふるさと納税）の状況について	企画課
4 「窓口業務の見直し方針」に基づく、令和元年9月からの取り組みについて	行政管理課
5 電動キックボードの実証実験について	行政管理課
6 「多摩市版PFIガイドライン」の改定について	行政管理課
7 豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設における市民対話の状況について	行政管理課
8 学校跡地施設について	行政管理課
9 シティセールス事業の進捗について(平成30年度の取り組み状況・実績と令和元年度の取り組み)	秘書広報課
10 東京2020大会自転車競技ロードレース大会の気運醸成施策について	秘書広報課
11 多摩市公契約条例の実施状況等について	総務契約課
12 「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」及び「多摩市工事契約約款	総務契約課

	第25条第6項（インフレスライド条項）」に関する市の対応について	
13	会計年度任用職員制度の概要について	人事課
14	多摩市国民保護計画の一部修正について	防災安全課
15	令和元年度東京都・多摩市合同総合防災訓練について	防災安全課
16	多摩市都市農業振興プランの策定について	経済観光課
17	特定生産緑地の指定手続きの説明会について	経済観光課
18	（仮称）クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた準備会の設立について	経済観光課
19	プレミアム付商品券事業について	経済観光課
20	行政視察について	—

午前10時02分 開会

松田委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

　　本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

　　日程第1、元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情を議題とする。

　　なお、元陳情第7号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

池田議会事務局次長 　元陳情第7号について、当初の署名は1,063名だった。本日までに署名の提出が1,218名あった。合計して2,281名である。

松田委員長 　　本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 　　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

　　発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内でご発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（稲富勉氏） 　東寺方の稲富勉と申す。発言の機会をいただきありがとうございます。今回のこの陳情は、多摩市民だけではなく、原発のない社会を目指している全国の市民団体からも注目される場所となっている。日本原子力発電東海第二原発は、首都圏に最も近く、東京都庁からの直線距離はわずか120キロメートルしかない。資料を渡してあるが、資料1の図のとおりである。また、同原発の30キロメートル圏内には90万人もの人たちが生活している。人口密度の高さは全国の他の原発と比較して断トツである。資料2、これは30キロメートル圏内の自治体を表示してある。その中には日立市や水戸市が含まれていることがわかる。また、資料3は、原発からの距離別の人口である。赤いマークをつけてあるが、5キロメートル圏、10キ

ロメートル圏、20キロメートル圏、この人口が他の原発と比べて断トツに多いことがわかると思う。この原発が3.11のとき危なかった。

私たちは、ことし3月21日、東海村の元村長の村上達也氏をお呼びして、パルテノン多摩で講演会を開いた。村上氏は、東海第二原発は地震、津波、火災に最も脆弱な原発だと指摘した上で、東日本大震災では津波に襲われて外部電源を一時失い、冷温停止まで三日半もかかった、全電源喪失寸前だったと、村長時代の体験を語った。また、防護壁のかさ上げ完了は地震の2日前、危機一髪だった。事故回避ができたのはまさに天の助けだったと、胸の内を明かしている。もし東海第二で事故が起これば、首都圏は壊滅、そこに住む私たち3,500万人はどうなるか、考えるだけでもぞっとする。

この原発は事故を起こした福島原発と同じ型で、沸騰水型としては最も古い、事故率の高い危険な原発である。運転期間は40年と定められていて、昨年11月でその40年の法定寿命を終えるはずだったが、原子力規制委員会は11月に同原発の運転延長を認可してしまった。原子力規制法では運転期間は40年と定められている。仮に延長する場合でもきわめて限定的なケースしかない、これは政府みずからが答弁をしていた。それを安易に延長することは到底容認できるものではない。加えて、日本原子力発電は再稼働のための安全対策費を自前で調達する財力がないので東電などが支援することになっている。国からの支援を受けている東電が財政支援すること自体がおかしな話であるが、経理的基盤のない日本原子力発電には十分な安全対策は到底期待ができない。さらに、茨城県による安全性評価の結果も出ていないし、「30年居ないに、東日本を再び大地震が襲うおそれが強い」という政府の地震調査委員会からの警告も出されている。地震に耐えられないのではないかという危惧を一層強くしている。また、30キロメートル圏内の非難計画の策定さえほとんど進んでいないのが現状である。

以上、さまざまな角度から見て運転延長しないことが最大の安全対策と言える。東海第二原発の再稼働には、水戸市を含む30近くの自治体が反対の決議をしている。

一方、多摩市非核平和都市宣言は、原子力にかわる人と環境に優しいエネルギーを大事にすると高らかに歌い上げている。この宣言を持つ多摩市として、どうか国に対して運転延長しないよう求める意見書を提出していただくよう強く要望する。委員の皆さんの賢明なご判断をお願いして発言を終わる。ありがとう。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

東海第二原発の運転延長を認める原子炉等規制法に基づき配慮することについて市議会として意見書の提出を求めるものである。よって、陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

安斉委員 私はまずお願いをしたいが、この委員の中にはそれぞれ政党を代表されている方もおられるし、また会派に所属されている方もおられるし、私はそれぞれの政党の立場、また個人的な意見、そうしたことが市民の皆様によりリアルに伝わるのが、この2,281筆の署名をいただいたことに対する私たちの姿勢ではないかと思う。松田委員長は、委員長という立場ではあるが、こうした意見交換では対等平等だと私は思うので、ぜひ意見交換の中に加わっていただきたいということをまずお願いしておきたいと思う。

それでは、続けて私から皆様方に投げかけたいが、要は地震・津波によって福島原発はああいう事故を起こしたわけであるが、その事故の前に、そもそも原発の一番手に負えないのは、やはり使用済み核燃料の処理の仕方ではないかと思うわけである。本当に今もし全国の原発が再稼働すると、毎年1千トンの使用済み核燃料が出るとも言われているし、そもそもこの東海第二原発の保管場所もおよそ1.9年しかもたないだろうと言われていたような状況があるわけである。そういう中で、この使用済み核燃料の扱い方について、その処理の仕方と考え方について、それぞれどのように考えておられるのか、自分の立場でもいいし、ぜひご意見をいただきたいと思っている。

板橋委員　　今、安斉委員から、使用済み核燃料の処理の問題の提起、どうするのかと言われたが、世界的にもこの使用済み核燃料の処理ができていないのが現実である。そういう処理ができない状況の中で原発が稼働されているというこの矛盾を最初に解決しようと思ったら、やはり廃止するしかないというのが明瞭なことなのではないかと私は思っている。ましてや日本の場合、福島で大事故を起こしたにもかかわらず、オリンピックを前にして、こういったことは解決したかのように原発の再稼働を進めようとする動きに対しても、私たちは日本国民として、世界に原発はやめるとはっきりと宣言するぐらいの運動が必要なのではないかと思っている。

折戸委員　　私も、東海第二原発をおととしに実際に見てきた。陳情者が言われるように、我々の生活圏に一番近いところにあるわけである。ここがもし福島のような実態になったら、先ほど陳情者が言われたように、壊滅的な打撃を受けるだろうということは、想定外どころか、測定し得ることだと思う。そうしたときに、放射能は目に見えないだけに、体にどう影響しているのかがまさにリアルに赤だ黒だと信号のようには見えないわけであるから、その意味で壊滅的になるにしても、それからまた広島の前爆ではないが、長い間人体に影響があり、また動物にも植物にも決定的なダメージを与えていくものだという事は誰でも認識しているのだろうと私は思っている。だから、ある意味ではそのところに一致点を皆さん方で見出せるならば、当然陳情者の言われていることは納得できるし、また我々生きている大人たちだけではない、次世代の子供たちにもやはり大切な判断ではないかと思っている。私はそのように思っているが、どうだろうか。

しのづか委員　　私としては、なるべく意見書を提出できるような形で皆さんの合意が得られればと思う。非核平和都市宣言をしている本市にとって、きちんとこれからのエネルギー政策を含めて、原発に頼らない社会を目指していくべきだと私は思う。政府・与党に所属されている委員の方々は非常に立場があると思うが、国と地域という立場はやはり違っていいのだと私は思っている。私たち多摩市民の生命と財産を守るという視点の中で、できる限り文言等を修正しながら意見書を提出するのが私たち多摩市議会、この地方議会の役割だと思っているのです、なるべく調整を図ってそういう形に持つ

ていけたらと思う。

安斉委員

直近の国政選挙、これは2017年の衆議院選挙の政策であるが、自民党も原発依存度を可能な限り提言したいという政策を出されているし、公明党も原発に依存しない社会、原発ゼロを目指す、再稼働は厳格な基準を満たし、関係者の理解を得て判断ということが出ていた。これはホームページを見ただけである。維新のほうでも、既存原発は段階縮小、これは私よくわからないが、再稼働には世界基準の安全規制などが内容の原発再稼働責任法の制定を、簡単などころしか見ていないが、そのようなことが出ている。したがって、各政党の中身を見ただけでも、決して原発に依存する社会であってよいということは書かれていないわけであるが、実際今それから数年たっているが、変わらずそういう政策を掲げておられるのかどうか、そのあたりを聞かせていただけないか。自民党からどうだろうか。

松田委員長

ほかに意見はないか。

藤條委員

既存原発はフェードアウトということで、原発再稼働責任法というものを規定しなければいけない。これはさきの福島の事故で一体誰が責任をとったのかといったところが明確になっていないわけである。東京電力の賠償金は税金から金が投入されているわけで、結局は最終的に国民が負担をしているといった状況がある。だから、ああいった事故から、世界最高水準の規制をまずはつくらなければいけない。それに達しないものは基本的に再稼働できないのだということを私たちは申している。したがって、原発再稼働責任法で明確に責任をとれる体制がなければ、地震大国日本における原発というのは難しくなっていくと思っている。

あらたに委員

我が党も原発に対しては最終的になくしたいということ掲げている。ただ、昨今の地球温暖化の問題、またそれぞれの声も、地域の経済、いろいろなことを解決した上で脱原発をやっていかなければいけない。そこら辺が、ただとめればいいのだ、燃料をばんばん燃やしてかわりの電気をとればいいのだという問題ではないところがあるので、先のゴールとしては同じところを目指しているが、そこら辺を相対的にきちんと判断した上で進めていかなければいけない。ちなみに私の母方の実家が伊方である。やはり原発に絡んだ仕事をしていた人も親族の中にたくさんいたが、出稼ぎ



のため北海道に行ったり、東京へ出てきたり、そのような状態で村の人口は減少している。そういうのも目の当たりにしているので、そういったことをしっかりケアした上で廃炉に持っていかないと、そこに住んでいる人たちの生活そのものが奪われてしまう。そういう実情もあることを知っていただきたいと思う。

安斉委員　　まず第一に、松田委員長に対してであるが、自民党という看板を背負って当選なさっているわけであるから、堂々と自分の党の政策を述べられても構わないわけである。遠慮なさないでほしい。

それから、先ほど環境の問題を言われたが、この間、それこそ福島原発事故が起こる前からもそうかもしれないが、さまざまな形での自然エネルギーを使った開発が進んでいる。私も太陽光も見てきたし、水力、風力、今地熱とかバイオ、実際原発事故が起こって、いつかは確かに火力発電を燃やしてカバーしたが、今なべて見ると原発がなくても大丈夫だという世情があると私は思うわけである。

それから、労働者の問題であるが、実は原発を廃炉にする過程というのが一番人が要るのだそうである。その労働は苛酷な労働なのかもしれないが、私は、今ある原発を再稼働したり、そこで働く人で雇用を増やすというよりも、人類の未来のためにも廃炉に持っていく。その中で恐らく雇用は別に原発だけの問題ではないので、解決していく道筋はきちんとあるのではないかと考えている。

あらたに委員　　今言われているとおり、そういう道筋をつけることが、責任ある政治だということである。それが今できていないで、ただやめてしまえというのは無責任だと思う。

板橋委員　　本当に3.11の後ほとんどの原発もとまってしまっている状況の中で、猛暑が非常に続いて、その前は節電がうたわれて、原発があるからとか、原発を間に入れながら節電を一生懸命訴えられていたが、原発が動かなくても特別節電という点での警鐘もないし、そういった意味では、原発がなければ大変だといったことではないことははっきりしていると思う。ただ、原発があって事故を起こしたら、これはもう地球規模の大変なことになることだけははっきりしているわけで、同じ大変でも全然レベルが違うと思

う。雇用という点では、廃炉に進んでいくのに本当に何十年という時間がかかるから、そういう点での雇用という問題はますます広がっていくかと思う。そして、この原発問題は、政党やどこかに所属しているからというのではなく、そこを越えた形で考えていかなければ、この問題はやはり解決しないのではないかと思うので、自分の政党にはあまりこだわらないで、自分の考えをしっかりと述べてもらいたいなと私は思っている。

しのづか委員 この再稼働に関しては、今周辺自治体の同意が条件になっていて、隣接の自治体で、まだ意見を出していない自治体もある。それと、もう少し離れた茨城県内の自治体そして議会では、同様の意見書が出ている。いろいろな条件整備をきちんとしてから再稼働を議論するならしてくれというような意見書が去年おとしあたりからずっと茨城県内の議会で諮られている。そういう状況の中で、私としては、きちんとそういった細かい内容も入れ込んで、一応陳情者の皆さんも、意見書が出やすいような形での陳情趣旨で今言っていると思う。運転延長を慎重に検討してくれということだと思うので、そういう内容にしてでもきちんと、これは多摩市民の命にもかかってくることなので、自分たちの問題として捉えて、こういう条件整備をとということをきちんと国に対して言うべきではないかと私は思うが、その点について。

安斉委員 今しのづか委員の提案があったが、陳情項目に「東海第二原発の運転延長を認めず」とあるが、ここを例えば「運転延長を慎重に検討して」という形にしてはどうかというご意見か。

板橋委員 40年で一応法定寿命は終わるはずだったのに、大体福島第一原発の事故の原因がまだよく解明されていない状況でもあるし、いつ何が起こるかわからない。さらには避難訓練の計画も非常に不十分という状況の中では、この老朽化した原発を再稼働させるというのは考えることもやめる必要がある。しっかりと再稼働中止ということは譲らないほうがいいのではないかと私は思う。

折戸委員 この問題は、先ほどの発言にもあったが、各自治体に投げかけられていて、先ほど30の自治体が反対しているという状況もある。もちろん、そこだけの問題ではなく、多摩市民にもかかわってくることであるから、そ

ういう意味では老朽化した東海第二原発はまさにお互いの命にかかわることでもあるし、そういう点でまずお互い共通認識を持つならば、ぜひ多摩市議会としてきちんと意見書を提出していくのがいい、そうすべきではないだろうかと思う。意見書の文言等をどうするのかというのはあるが、運転延長を認めないで、まずとめていく方向を明確にしていくことが陳情者の意思でもあるし、その意思を尊重することが大事ではないかと私は思っているが、どうだろうか。

しのづか委員 仮に今安全対策を日本原子力発電がやると言っているが、これは東京電力からの借金である。20年間の延長のために約1,700億円の金を借金してやる。借金はどこで回収するかと言ったら、結局は私たちの電気料金にかかってくるわけである。それも含めて私たちの問題だということをきちんと捉えて、そこまでして、この東海第二原発は被災原発であるから、陳情者のお話にもあったように、たまたまこれは県と日本原子力発電が津波の対策工事をやっていたから一つの電気のところの停止で済んだが、これやっていなかったら福島と同じような状況になった原発である。炉の形も福島と同じというか福島よりも古いタイプの原子炉で、それをあえて1,700億円の金を投じて直してまで再稼働すべき原発なのかと、私は本当にこれに対しては思う。

松田委員長 ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 この際暫時休憩する。

午前10時34分 休憩

---

午前10時49分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情について、採択の立場から討論する。

原発は使用済み核燃料の処理法が確立していないきわめて危険な発電で

ある。しかも、使用済み核燃料の保管場所は本当に今不足しており、東海第二原発についても保管容量は1.9年しかないと言われている。2011年3月11日、東日本大震災の福島原発と同様の事故に本当に直面する手前のところでかろうじて原子炉停止に至った経緯は、陳情文書にも、また陳情者の意見表明にもリアルに述べられている。

私は、昨年10月11日に、原発をなくす多摩市民の会の原発を尋ねるバスツアーに参加した。東海村と言うが、実は原発に関連する大手企業はじめさまざまな企業が林立するまちである。原子炉の組み立てをはじめ原子炉を輸出する港も整備されている。しかも、そこへ原子炉を載せた大型トレーラーが通れるように厚みを補給した道路まで走っていた。道路は、先ほど言ったように3.11の際大量の土砂を含んだ津波によって当時稼働中の東海第二原発の停止がままならず、従業員が一時避難のために集合していた姿をまちの人たちは見た。しかし、重大事故が起きているとは知らなかった、気づかなかったということである。これは大変なことだと思った。こうした説明を、茨城県原発を考える会の元日本共産党の県議を務めた方から現地でお話を聞いた。マスコミの報道もなく、国民にもすぐには知らされなかったと言えると思う。

東海第二原発は、原発のはしりとも言われる古いタイプの原子炉である。見学者向けのPRセンター、博物館が敷地外とはいえ原子炉の本当にすぐそばにあり、旧態依然の原発安全神話のビデオを流していた。さすがに3.11の福島原発の事故の後だろうと思われるが、一部音声が消されている場面もあった。老朽化と同時にまち住民のそばにあるのが、この東海第二原発だと思っている。そして東京に最も近い原発で、首都圏の人口3,500万人に事故の影響が及び、その被害ははかり知れないものがあると考え。東海第二原発の運転延長とそして再稼働への道は、認めるわけにはいかない。多摩市非核平和都市宣言には、核兵器廃絶とあわせて原発についても触れて、人と環境に優しいエネルギーを大事にしたいということが書かれている。議会として意見書を提出することは道理あることとして採択とする。

しのづか委員 元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提

出を求める陳情について討論する。

現在東海第二原発の半径30キロメートル圏内には、国内の原発として最多の約96万人が生活している。にもかかわらず、事故が起きた場合の非難計画は不十分で、現状では周辺自治体による再稼働への同意も見通せていない。原発周辺住民の避難経路、避難体制、避難先の受け入れ体制も全く不十分で、そもそも96万人の人々が短時間のうちに避難することなどきわめて困難と言わざるを得ない。東海第二原発は2011年3月11日の東日本大震災により原子炉が停止し外部電源を喪失、非常用電気も3基のうち1基が故障、辛うじて炉心溶融を逃れた被災原発である。その上、40年間の長期間の運転で機器や配管の劣化が進み、放射線にさらされてきた原子炉本体の劣化が進んでいると考えられる。これまでに再稼働した原発では、2015年に再稼働した川内原発1号機で配管の損傷、2016年には高浜原発4号機で異常電流検出により緊急停止、2018年3月には再稼働したばかりの玄海原発3号機で配管から蒸気漏れで運転停止など何年もの停止を経て再稼働した原発では予測のつかないトラブルが起きているのが現実である。万が一東海第二原発で事故が発生すれば広い地域が放射能で汚染され、首都圏及び東京都にも汚染が広がることは免れない。東海第二原発から約130キロメートル離れた東京都多摩地域に位置する多摩ニュータウンへも高濃度の放射性物質が飛散することが予測され、被爆による乳幼児の健康被害や農作物の汚染は食べ物としても経済的に大きな打撃を受けることは必須である。原子炉等規制法による運転の40年制限は老朽化した原発の事故を防ぐための最低限のルールであって、その起源を越えての再稼働、運転延長は市民に大きな不安をもたらす。福島原発事故から8年が経過したが、いまだ事故は収束せず、さまざまな形で苦しみと被害が続いている。もう二度と原発事故はごめんだというのが日本国民共通の思いである。福島第一原発事故以降、世界では脱原発にかじを切る国が相次ぎ、日本においても節電や省エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みが広がっている。原発事故後、約2年間原発の稼働がゼロの期間があったが、電力供給に何ら問題は生じなかった。陳情趣旨にもあるように、東日本大震災での福島原発事故で私たち市民は五層の壁といった安

全対策が無に帰したことを目の当たりにした。今も福島には立入禁止区域があり、最終処分の問題にもめどがついていない状況である。第二の福島をつくらないためにも、今こそ原発に頼らないエネルギー政策への転換が求められているということを強く訴え、本陳情に対し採択の討論とする。

折戸委員

元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情に対して、採択すべきであるという討論をいたしたいと思う。

まず一番考えなければいけないのは、福島第二原発事故が起きた3.11の事件を衝撃的に受けているわけである。これから物事が、あらゆる価値観が変わっていくのではないかとそのとき誰でも思って危機感を持った。そのことから既に8年が過ぎて、またこうやって東海第二原発の運転を再開しようということは、何のためにやるのかが一番問われているのではないだろうか。単にそこの経済の問題だけを問うのではなく、もっと私たちが人間的に生きられる社会を目指していくことが、福島のああいった地震で多くの方が人生を台なしにされてしまって、あるべき日常生活まで奪われてしまった人たちのことを近々に思えば思うほど、やはりやってはいけないことはやってはいけないと明確に意思表示をすることが、今を生きている私たちの責任だと私は思っている。そして、この陳情者も書かれているように、多摩市民は絶対に例えば延長して再稼働して何か事故があったら我々だけが免れるわけではなく、多摩市民にとっても大きな影響を及ぼすわけである。それが何年かわからない、私が死んでからかもしれない、あるいはそうではないかもしれない。だが、子供たちに与える影響、命を大切にすると我々が守らなくてはならないことを今きちんと見詰める必要があるし、この項目にもある東海第二原発の運転延長を認めず、従前の方法に基づき廃炉にするよう関係各位に意見書を提出してほしいというのは、まさにこのことを私は今政治の責任として、あるいは市民の生活の安全を守るためには、明確な意思表示を議会としてすべきだと考えて、私は、この陳情に対して採択としたいと思う。

板橋委員

元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情について、採択の立場で討論する。

日本では福島第一原発の事故が起こって、このことによって原発を見直そうと世界の動きが大きくエネルギー問題についても変わってきた状況、日本はそういった意味では、やはり責任をとってでもこの原発問題では世界の先進として原発を中止する方向での取り組みが求められていると私は思っている。何と云っても核燃料の再処理ができない状況の中で、こういう核燃料を稼働させること自体間違っていることなのではないだろうか。ましてや、今回の東海第二原発については、事故を起こした福島第一原発と同型の原発であり、最も古い設計の日本一事故率の高い危険な原発と、陳情者も述べておられる。これが昨年11月の運転開始から40年の法定寿命を終えるはずだったと陳情者が述べておられるが、こういう老朽化したものを、ましてや原因がはっきりまだまだつかめていない状況の中で再稼働させるというのは、本当に最も危険でやってはならないことなのではないかと思う。その上に、30キロメートル圏内には約96万人が、さらに首都圏となると3,500万人もの人が暮らしている。福島原発の事故で遠く九州のほうに引っ越した人などもたくさんおられるわけであるが、こういう原発の大きな被害を考えたときに、私たちはこの問題をしっかりと見きわめる必要があるのではないかという立場から、この陳情を採択とする。

あらたに委員 元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情について、不採択の立場で討論する。

今回文言審査ということで、陳情書では、運転延長を求めず廃炉にすることを求めた意見書を出せという要望である。党としても、最終的には脱原発を掲げている。ただ、地球温暖化のことも失っていけない、また地元の雇用の問題もしっかりやっていかななくてはいけない、そういった意味で地元の人たちがどのように本当に思っているのかという願意をきちんと世論調査なりアンケートなりをとって聞くという作業、また、この1,700億円使うという安全対策であるが、こういったものできちんと安全が担保できるのかどうかの検証はきちんとした上で、地元住民が合意できなければ廃炉とする道もあるのかなとは思いますが、今すぐ別な地方の人が廃炉にせよと言うことではないのかなと私は思っている。そこら辺バランスのい

い地球温暖化、雇用の問題、再生可能エネルギーの進捗状況、そういったきちんとした総合的な計画を早急につくる必要があると思っている。

藤條委員

元陳情第7号 東海第二原発の運転延長を行わない事を求める意見書提出を求める陳情について、新生会として不採択とする。

先日も新潟・山形地方で大きな地震があったばかりであるが、けさも大きな揺れがあった。この地震大国日本でエネルギー政策、原発に依存するというリスクを改めて議論していかなければいけないだろうと思う。この東海第二原発は、東日本大震災では外部電源を喪失し、津波の影響で非常用発電機3台のうち1台が停止するなどの被害を受け、津波があと70センチメートル高ければ、全電源を喪失し原子炉の冷却ができなかった福島のような事態になっていた可能性があると言われている。まさに背筋が寒くなるような事態が身近で起こっていたわけである。この首都圏に隣接し、周辺30キロメートル圏内には全国の原発で最も多い約96万人が住む。再稼働を目指す日本原子力発電は周辺6市村と安全協定を結んだが、これについて自治体が拒否権を持つか否かについて、日本原子力発電と周辺自治体で見解の相違が浮き彫りになる事態も起きている。6市村それぞれが納得するまでとことん協議を継続することを事業者に約束させたものとする実質的事前了解は地元合意に当たるのかどうか、当たるのならば1市でも反対すれば再稼働はないという言い分が成り立つものであるが、約束しているのはとことん協議を継続することだけである。各自治体で拒否権、賛成権を持っていると認識していた自治体側との認識の違いが表面化している。今後地元住民の民意を問う住民投票に発展することも考えられるので、本定例議会中に多摩市議会として意見書を提出するのではなく、まずは周辺自治体のそうした意見表明を注視してまいりたいと思う。

松田委員長

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が4名、不採択すべきものという意見が2名である。採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は採択すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午前11時06分 休憩



---

午前11時07分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすることを求める内容であるが、全員一致ではなかったもので、委員会として本会議に意見書の提出は行わないものとする。

続いて日程第2、元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情を議題とする。

なお、元陳情第10号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

池田議会事務局次長 元陳情第10号について、当初の署名は1,850名だった。本日までで705名の署名の提出があった。合計して2,555名である

松田委員長 本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内でご発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(加藤輝雄氏) 本日委員会でごうした発言の場を設けさせていただき、ありがとうございます。私は、今署名の総数が2,555筆ということであるが、2,555筆に及ぶ市民署名の代表署名人である、多摩市諏訪に住んでいる加藤と申す。私は、ご存じの方は結構多いが、多摩ニュータウン再生の建て替えて、全国最大規模の建て替えてやった諏訪2丁目住宅管理組合の理事長、建て替えて組合の理事長を長年やっております、そうした経験から、やはり地域づくり、まちづくりをきちんとやっていくためには、お互いの存在をきちんと認め合ってきちんと議論するコミュニケーション、それから住民がきちんと物

が言えてそうしたものの決定に参加する住民自治の大事な点は、この間のまちづくりの経験から学んできた。そういった意味で、お互いを尊重して自由に物が言えて、決まったことは皆実行するといった民主主義の原則をきちんと行うことによってまちづくりもできるし、子供たちに自然環境や平和を引き継げる、そうした私たちの責任が果たされる根幹がそういった民主主義にあると考えている。

そうした経験から、今回の陳情にもあるように、地方自治法に基づいた県民投票で示された沖縄の民意が無視されて、辺野古新基地建設の土砂投入が強行されている。果たしてそれは民主主義なのだろうか、ひいては地方自治の破壊として大きな憤りを覚えている。資料として提出した全国紙の意見広告は、そうしたいわゆる沖縄の民意を無視した政府の行動に対する批判の意見広告で、一応各地の6月市議会ではいろいろな市民の意見が出されているが、それが資料として提出されている。

一応今回「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情であるが、その陳情理由の第1は、今言ったように沖縄県民投票、投票率52%、それで反対票つまり辺野古基地土砂投入を中止してくれと、もう一度考えろという票が72%という、辺野古新基地反対の強い民意が示されたことである。先ほど東海第二原発の不採択意見の中に、住民投票が必要なのだと、東海第二原発に対する住民投票をやってその結果を待つてから考えようではないかという意見が出たわけであるが、沖縄においては既に県民投票で住民の意見が示されていると、そこをきちんと考えていただきたい。この県民投票で72%の沖縄の辺野古基地土砂投入を中止してもう一回考えようという意見は、沖縄県知事選や衆議院の補選の投票率よりも高い投票率で沖縄県民の民意が示されていると、そうしたことをきちんと考えていただきたい。しかし、こうした沖縄の民意、つまりそれは住民が決めることだと国も最後言うわけであるが、そうした民意を力づくで抑え込んで、辺野古新基地建設予定地への土砂投入を強行しているのが現在の姿である。岩屋防衛大臣においては、沖縄には沖縄の民主主義があり、国には国の民主主義があると、そういった発言にあるように、全く民主主

義を無視したような強行が行われている。

第2には、沖縄の辺野古新基地建設予定地は、自然破壊、軟弱な地盤があり、あるいは断層がある。そして沖縄のサンゴ、ジュゴン等々が破壊されているが、そういった自然破壊。さらに、そうした軟弱地盤を許可するために7万7,000本のくいを打つという、膨大な税金を使って現実的に実効性があるかないかのような工事を強行しようとしている。そうした自然にも反対されているような沖縄辺野古新基地建設に関しては、やはり反対していく必要があるところである。

第3に、私たちは危険な普天間基地をとりあえず返してもらおうと、それが前提で考えている。私たちは多摩市民として、そうした民主主義の破壊、地方自治の破壊、さらには多摩にも横田基地があるわけであるが、そうした基地問題に対してきちんと考えていきたいということで、この意見書提出の陳情を行った。

時間が来たので、言い足りないことは結構あるが、よろしく願います。

松田委員長

以上で市民発言を終わる。

本件については、辺野古埋め立てに反対多数という沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すことについて、市議会として意見書の提出を求めるものである。よって、陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

安斉委員

昨日は沖縄全戦没者追悼式があり、慰霊の日だったが、今年の慰霊の日、まだ翁長氏は生きておられた。そのとき私は、ちょうど去年の今ごろだと思うが、東京新聞の安倍首相を見ている翁長氏の視線を切り取って、手帳に張って持ち歩いている。先ほど陳情者から言われたように、県民投票の沖縄の民意をどう考えておられるのか、特に民主主義の問題、多数の沖縄の人たちが願っていることと違うことを国がやろうとしている。本当に沖縄には沖縄の民主主義、国には国の民主主義なのだろうかとは私は怒りを感じるわけであるが、先ほど県民投票の話が公明党のあらたに委員からあつ

たが、こういう民主主義の問題として、この陳情をどう受けとめるかということがあると思うが、そのあたりについてのそれぞれの皆さんのお考えを聞きたいなと思っている。

しのづか委員　これについても、先ほどと同じだと思う。合意形成を図って意見書を出せるのかというところがまずある。それと、やはりそこで意見交換を、まずはそれぞれの考え方を出してもらってすり合わせられるのかということと、あとはあらたに委員が先ほど言われたように、あくまでも陳情は文言審査で、陳情は陳情としてきちんと審査をしていくということではないかと思う。

板橋委員　これは先ほど以上にまさに民主主義、民主国家であり、また、この多摩市議会を一緒に皆さんとともにやっていく、民主主義の基本中の基本が沖縄で壊されてしまっているというか、この問題は黙っていたのでは日本の民主国家を否定している行動としか受け取れないような気がする。やはり民主国家の一員として、これはこれとしてしっかり、ましてや手本になるべき国が率先してこのように民主主義を全く否定するような行動をとることに対しては、私たちがしっかりと声を上げていかなければいけないのではないかと私は思う。

折戸委員　辺野古の埋め立てが叫ばれる前に、会派でも視察に行ったが、今はやっていない。10年以上前から、私の覚えでは5回ほど行っている。その間いろいろ感じることは、やはり海の色が変わるといふか、それとまた、最初に行ったときは何も鉄道もなかった。漁師の方たちが反対で少し船を動かしたという状況があったが、物々しきはなかった。それが去年おとし、私は一人で行ってきたのだが、もう半端でない状況になっていて、そして反対する人たちの思いも、あそこの基地に座り込んで私に言ったことは、本土の人たちに今の状況を伝えてほしい、沖縄だけがこんなに苦しんでいるのはおかしい、だが、私たちの思いはぜひ伝えてほしいと言って、泣きながら訴えていたことがあった。それを受けて、なおかつ今回の沖縄の辺野古の埋め立ての問題がまさに72%の方々の投票で反対というような民意が出ているわけであるから、当然政府はその民意に沿った形で政策を変更していくのが当たり前のことだと思うが、権力の都合でもって、どんど

ん変わっていくという実情を見ると、やはり沖縄の問題は私たちの問題だということを、本土と沖縄という形ではなく、皆本土の人たちの思いであるから、それはやはりもっと明確に、含意にあるように私たちが意思を出していくということに、私に伝えてほしいと言った、そこに座り込みながら、私に一主婦なのだとした方に対する明確な意思表示を多摩市の議会で示すことが、沖縄県の皆さんに伝えることではないかと、私自身は、この問題を考えている。だから、ぜひ意見書を出すべきではないかと思っている。

安斉委員　　私は藤條委員にお聞きしたいが、実は3月議会で、私は代表者会議で共産党市議団から、沖縄の民意に沿い辺野古新基地の断念を求める意見書提出をした。残念ながら自民党と公明党からは、実はその理由も言わずに反対と言われたわけである。きょうはぜひ、もし反対をされるのであれば、反対の意見をいただきたい。ただ、当時は改革みらい、藤條たかゆき委員はそこに所属されていたわけであるが、そこは代表の大野議員が賛成してくれた。議会最終日、私は前のほうに座っているから後ろはみられないが、恐らく手を挙げられたのではないかと思う。当時の改革みらいは非常に正直で、委員会の中で一致できないと、一致できなかったと言って、残念ながら反対であるとはっきり言われた。今回どのような態度をとられるのか、私は少し気になるところであるが、非常に大事な問題である。そうしたことがもしご自分の中で、あのときはこうだったが、今はこうだというお考えがあれば、私はぜひ聞かせていただきたい。

藤條委員　　私としても、当時の会派もそうであるし、今の会派もそうであるが、委員会に臨む前にはその会派の中で話し合いをして、その中で合意したことについてこの場で会派を代表して発言させていただくという立場であるので、事前に個人としての意見というものは、その会派の中で出させてもらう。ただ、この場で申し上げさせていただくのは会派で合意した結果だということである。それで、この沖縄についても、本当に県民投票があって、それで沖縄の民意というものが明確に示されたと思うが、そこで国の方針と平行線をずっとたどっているというのは、やはりこれは地方自治の問題として捉えているのではなくて、外交・防衛として国が認識をしているか

らなのかなと私は受けとめている。そうであればこそ、沖縄だけにこれを押しつけるのではなく、日本全体としてこうした問題を受けとめて議論していかなければいけない問題だろうということは、個人としては認識している。

安斉委員        ありがとう。個人としての意見は会派の中で出して、そこで会派として一致できたところをこの場に出されると、それは当然のルールだと思っている。ただ、先ほど外交・防衛の問題ではないかと言われたが、きわめて外交も防衛も私たちの暮らしにかかわる。沖縄は沖縄に大変厳しいことがあるが、私たちもすぐ近くに横田基地を抱えている。オスプレイがよく訓練をしているようなところである。それと、沖縄だけに押しつけるのではないから国民的な議論にしていこうというそれにはまさしく賛成で、そういう中で今度の2,555筆の署名が集まってきて、それはやはり署名を一筆一筆捉える中での対話があって、今言われたようなお話も広く深く皆さんと対話しながらこれだけの数が集まったのだと思う。前回は確かに共産党市議団が出したものだだったが、今回は市民の方がこれだけの声を上げておられるわけであるから、先ほどの国の外交・防衛の中で、国と沖縄県民の人たちとが平行線をたどっているのではないかというようなお話だったが、そういう問題ではないのではないかと思っているわけである。住民の声が沖縄の投票でも生かされたし、今度の多摩市の署名の中でもあるわけであるから、ぜひそこは個人としてというか、それはしっかりとしたお考えをお持ちなのかもわからないが、会派の中でのすり合わせの中でどのようになってきたのか、できればお話しいただければと思う。

藤條委員        会派の中でのミーティングはそれぞれ議員同士が意見を出し合って議論したものであるので、そこは個々人の考えもあるので、これは私の口から申し述べるところではないが、本当に沖縄に寄り添うということがどういったことなのかをやはりそれぞれの自治体の首長も真剣に考えなければいけない問題だと思っている。日本維新の会も、当時橋下徹がこの問題について、オスプレイの問題が出たときに、では、本当に関西国際空港を解放してでもそうしたオスプレイを受けとめるのだと、受け入れるのだと、そういった上で沖縄等を議論しようとした。まさにそういった真剣に沖縄と

寄り添う気のある首長でないと、それほどの覚悟を示さないと、この問題は解決に向かっていかない。ただ、今現状沖縄以外の自治体の首長がほとんど見て見ぬふりをしている、日本人全体も沖縄に負担を押しつけて平和を享受しているわけであるから、こうしたところも本当に日本人全体の問題としてやはり受けとめて、国民的な議論をしていかなければいけない時期に来ているのだろうなど、私は個人的に思っているところである。

しのづか委員　　今、藤條委員は首長と言ったが、まさに私たちが考えなければいけないのではないか。だから私たちが考えなくていいという話ではなく、今こうやって陳情を出されているのだから、私たちがきちんとそれに対して正面から向き合って考えなければいけない。それは全然理由になっていないと思う。

藤條委員　　いや、もちろんそうなのだが、であれば本当に受け入れる覚悟があるのかどうかというところである。先ほどの橋下徹も結局オスプレイを受け入れるくらいの覚悟を示して手を挙げたわけであるから、では、多摩市にそれだけの覚悟があるのかということ、首長を含めてこの議会からきちんと受け入れの判断ができるか。

しのづか委員　　基地を受け入れる、受け入れないという話ではなく、この辺野古の埋め立てに関してどう考えるかということと、大事なことは日米地位協定をどう考えるかである。これをきちんと自分たちの問題としてこれからの外交・防衛も含めて日本国民が考えていかなければいけないことで、首長の責任に問題をすりかえるのではなく、私たちのこの多摩市は、私たちの地元連光寺は、多摩ヒルズという米軍のサービス補助施設がある。あそこには先住の連光寺の人たちが家を持って住んでいた。それを取られてしまった場所である。それが今米軍のサービス補助施設ということで横田基地の人たちがゴルフをしているのではないか。まさに地元自治体としてきちんとこの問題を捉えて真剣に考えていかないといけないと私は思う。

板橋委員　　先ほど私は民主主義の点から言ったが、実際現実的に辺野古に本当に基地ができるのかどうかというのがやはり今ここでも大きく言われているが、超軟弱地盤、マヨネーズ状の地盤、それも90メートルもあるところ、90メートルもくいを打たなければならないというか、その技術もないし、

そういった面では、今まで軟弱地盤だということを政府は認めていなかったが、今度改めて軟弱地盤があることを認めた。認めるということは新たな設計変更もしなければならないが、設計変更するためには知事の確認が要る。玉城デニー知事は絶対にそのようなことは承認しないと言っているわけで、その点からも工事はできない、技術的にも世界的にそういった技術もまだない、そういうことを考えてみても、本当できないことを、先ほども言われたが7万7,000本、3メートル置きぐらいに大浦湾にくいを打つと言うが、技術的にも常識からもだめなことをそれでもやろうというのは、先ほどのつか委員が言った地位協定で本当にアメリカに対してノーと言えない日本の今の実態が、こういう矛盾となって私たちの目の前に突きつけられているのかなと思う。だから地位協定から始まると安保条約まで話が進んでいくような状況になるが、少なくとも辺野古への新基地はだめであると、やめろと、きちんと意見書を上げていくのが大事かなと私は思う。

あらたに委員　今いろいろ国防のことはさておき、意見ばかり出てきてしまって、私たちが記憶に新しいところだと8年ぐらい前民主党政権時代、尖閣諸島の問題が起こり、竹島の問題が起こり、バタバタバタッと外交的にほとんど断絶したような状態まで陥って、私はある意味で国防は、戦争をするしないという問題ではなく、例えば漁業権の問題、いろいろ国際的なルールに基づいてやっているはずのものが、突如としてそういうことが起こり得ることをここ近年で見たわけである。私は、国民の生命と財産を守るという意味で、今現在日本は本当に日米安保に頼ってやっているわけで、ここの議論を無視して、国防のことを全く無視して断片的な意見は言えないなというところがあり、そこも含めて今後どうするのかという話し合いをきちんとやっていかなければいけないと思う。現時点でこのことを無視して国を守ることを放棄するようなことには同意できない。

折戸委員　この問題は、やはり民主主義の問題というか、住民投票をやったらいいのではないかと、やった結果を無視するようでは、まさに、では、誰が物事を決めたら、決めたことをきちんとするのかと言ったら、おかしいではないか。辺野古の問題は県民投票で72%の人が反対という意思表示を明



確にしたわけであるから、陳情項目にもあるように、県民投票の結果を踏まえてと、これがノーと言っているのであるから、そのことを踏まえて工事を中止してほしいということを県民の人たちと一緒に、当然のことなのだから、そのことを関係機関に意見書を上げてくれという思いであるから、そこにやはり立ち位置を一緒にしてやっていくことではないだろうか。基地の問題、あるいは国防の問題とか言うが、問題は県民の人たちが明確にジャッジをしたわけであるから、そのジャッジを尊重しようよと、自分たちが何か起きたときジャッジしたら踏みにじられるような状況を容認していいのかということになるわけである。だから、私は、この県民投票の結果、誰が見てもノーならノーという姿勢を、同意である、当たり前であるということに多摩市議会も同意していくということではないかと思うが、どうだろうか。ここ1点だと思う。

しのづか委員　折戸委員が言われるとおりで、先ほど原発のときに住民投票を実施しろと言われていたし、これはまさに住民投票が実施されたわけで、私たちは多摩市議会の地方自治をきちんと考えていく上で大事なことだと思う。法的拘束力がないということであるが、県レベルでの住民投票を実施したのは沖縄だけである。これはやはり私たちはこの問題を真正面から捉えて、地方と国という立場の違いをどう見える化していくのか、これに対してどう向き合っていくのかということを示していったほうがいいと私は思う。

安斉委員　先ほど日米地位協定の見直しのことが話題となったが、実は1年ほど前だったか、社民党から出された意見書が全会一致で通った。これは沖縄の翁長知事の意向を酌んで、全国知事会で合意した内容で国に対して日米地位協定の見直しの要望が上がったわけである。そのようなことに基づいて多摩市からも日米地位協定の見直しについて意見書を上げてほしいというのが全会一致で通った。知事会が言うことだからと、たしか自民党の藤原マサノリ議員が言われたように記憶しているが。したがって、私はやはりそういう合意を見た経験も踏まえて、この問題を考えていく必要があるのではないかと思うが、先ほどあらたに委員から、いわゆる安保条約でアメリカの軍事力によって日本が守られているというお話だったと受けとめたが、私はそうは思わない。最も危険なのが米軍の軍隊の中で、しかも殴り

込み部隊を抱えているような基地が沖縄にもあるわけであるし、横田基地もそういう任務を負っていると言われているわけである。今はやはり話し合いによる解決、これを私、代表者会議で議論する中で、一笑に付されたことがたしかあった。ただ、まだ行く末どうなるかわからないが、北朝鮮の問題、あのときもいつミサイルが吹っ飛んで来るかわからないという中で、本当に皆はらはらした状況だったが、ここについては、私は中東とは少し違って、トランプ大統領と北朝鮮の金正恩との間で話し合いをしようということが出てきて、その先はまだ定かではない。だが、そのときに私は本当に、これで無防備にいつどこからともミサイルが飛んでくるといったことがいつかは起きないなという安心感、これから話し合いの経過も見ていかなければいけないが、私はやはり第9条を持つ日本であるならば、まさしく話し合いの努力の中でやっていく、平和外交をつくっていくようなことが一番平和に貢献することではないかと思っている。恐らくそこはあらたに委員とは意見の一致を見ないところかと思っている。

あらたに委員　話し合いの外交を一番頑張っているのは公明党ではないか。国交断絶した韓国と話し合いの場を設けたのは、山口氏が訪問してからである。中国の習近平との話し合いも、首脳会談まで導いたのも山口氏が訪問してからである。それは本当に心外である。私たちは外交、話し合いの平和解決を一番頑張っている政党である。

安斉委員　話し合いもきちんとしておられるということは、それはそうだろう。ただ、外交にはいろいろな外交の力があり、民間の中でも交流ももちろんあるし、いろいろあるわけであるが、ただ、先ほどの話では、国防を無視してやっていくわけにはいかないとされたから、私はそういったことを指摘したわけであるが、話し合いが基本だと思う。そういう中でも話し合いが成り立たないのが、辺野古の新基地建設について政府と沖縄の人たちとの間に乖離があるではないか。ここである。

しのづか委員　この問題はいろいろなことが複雑に絡み合っていて、だから難しい問題であるが、そもそもこの普天間移設というのは、沖縄の米兵による少女の暴行事件が発端となって市街地にある普天間飛行場をどこかほかに移そうというのがきっかけで始まったことで、それにいろいろ地位協定

だ何だというのが複合的に重なり合ってしまったって非常に迷路に迷い込んでしまったという感が私にはあるが、要は海兵隊の航空基地である。海兵隊の航空基地は、ここにもあるようにグアムに移ってしまう。だから、これほど大きな飛行場は実は必要ない。しかも、これは思いやり予算という、また先ほどの原発ではないが、私たちの税金でつくる。これはどこかでまた負担を私たち国民が払っていかなければいけない。安全を金で担保するのかというところであるが、私はやはり先ほどから言っているように、実は地位協定は韓国やフィリピン、あとドイツなども米軍との間で結んでいた。だが、実は東西冷戦が終わったときに各国全部見直している。ずっと戦後そのまま見直さずに来ているのは日本だけである。これをまずやるべきだと私は思っていて、それをやっていく中で基地負担や安保の問題が整理されていかなければいけないと私は思っているので、今基地をつくってしまうと未来永劫日米安保を見直せない。例えばニュータウンでもそうであるが、コンクリートの物をつくったら何十年使うとなるではないか。それを今つくる前にきちんともう一回整理して考える、だからここで一旦立ちどまる必要があると私は思っているので、ぜひ意見書を出すべきだと私は思っている。

松田委員長       ほかに意見はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員       元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情について、採択の立場から討論する。

昨日23日は太平洋戦争末期に20万人強が犠牲になった沖縄戦の終結から74年となる慰霊の日だった。玉城デニー知事は平和宣言で名護市辺野古の米軍新基地建設を断念するよう政府に求めたが、安倍晋三首相は建設を進める考えを変えなかった。日本共産党多摩市議団はことしの3月議会に本陳情と同様の内容の意見書（案）を提出した。沖縄県民の民意に沿い、辺野古新基地建設の断念を求める意見書提出を求めたものだった。こ

れについて結果は、自民・公明の代表者が理由も言わずに反対したため、意見書提出には至らなかった。今回の陳情は、市民の書面2,555筆を添えた陳情である。市民の意思であり、大変重いものである。そして、この県民投票の結果では、普天間基地を抱える宜野湾市でも、辺野古が存在する名護市でも、辺野古新基地建設反対が圧倒的多数を占めた。沖縄の人たちは普天間基地の代替施設に辺野古新基地を望んでいないし、そうなったとしても基地があるゆえの苦しみがなくなるはずはないことを知っている。辺野古も普天間も基地活用され続けることへの不安を抱き、そして沖縄全土から基地がなくなることを望んでいる。県民投票の結果は、基地はもう要らないという沖縄の人々の痛切な願いのあらわれである。これは東京に住む私たちとて同じである。横田基地を抱え、オスプレイが飛び、しかも住宅地の上を夜間も訓練するという実態に、住民は不安にさらされている。日本全土から米軍基地をなくすこと、アメリカの言いなりではなく、アメリカとは対等平等の関係をつくること、これが憲法第9条を持つ日本の進むべき道と考え、本陳情を採択とする。

しのづか委員 元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情について意見表明する。

昨日6月23日は太平洋戦争末期の沖縄地上戦の犠牲者を追悼する沖縄慰霊の日だった。一般市民を巻き込み、20万人余りのとうとい命と財産や沖縄の文化財、自然がことごとく奪われた。このような戦争は二度と起こしてはいけない。ここに哀悼の意を表したいと思う。

沖縄県宜野湾市の米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設の是非を問う県民投票がことし2月24日に行われた。辺野古沿岸部の埋め立てについて賛成、反対、どちらでもないのいずれかを選ぶ3択方式で、投票率52.48%、そのうちの反対が71.74%という圧倒的な民意が示された。1996年4月に普天間飛行場の全面返還が決定してから間もなく23年がたとうとしているが、この基地移設にかかわる問題は沖縄知事選や国政選挙のたびに争点となり、紆余曲折を繰り返すばかりで事態が大きく伸展したとは言えない状況にある。そればかりか、政府はこの民意を無

視し、辺野古沿岸部への土砂投入を続けている。今回の県民投票には法的拘束力はない。しかしながら、有効投票数の72%という圧倒的な民意を受け、政府は一旦立ちどまり、この問題の根源的な原因を考え、対策を講じるべきである。そもそもこの普天間基地の移設は、1995年の米兵による少女暴行事件がきっかけで生まれた計画だった。そこで米軍米兵による事件や事故を減らすためには、基地の整理縮小を進めるしかないとなり、その流れで返還要求デモがあり、日米両政府により沖縄に関する特別行動委員会が設置され、辺野古への移設につながっていった。沖縄の人々の人権や生活が脅かされるのを食いとめるために本来すべきことは何なのか、それは駐留米軍と日本の市民・住民の関係を規定してコントロールする日米地位協定の根本的な見直しと改定だと考える。米軍との地位協定は日本のみならず韓国、フィリピン、ドイツなどさまざまな国が結んでいる。そして東西冷戦終結後、ほとんどの国がこの地位協定を改定している。ところが、日本だけが変えないまま対米従属の立場を維持し続けているのである。多摩地域に横田基地を持ち、多摩ヒルズという米軍横田基地のサービス補助施設の立地自治体である多摩市・多摩市民も、この問題を遠く沖縄の問題として無関心でいるのではなく、自分たちの地域、そして未来の日本の平和をどう実現するのかという視点で考えるべきである。

以上、本陳情に対する採択の意見とさせていただきます。

あらたに委員 元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

まさに基地問題というのは国防の話抜きにして語れないところである。一地方自治体が国防に対して責任のない意見として意見書を出すことはいささかいかげなものか、国の専権事項と思い、本陳情については不採択とさせていただきます。ただし、ゆくゆくは世界中基地などない世の中を目指していかなければいけないなど、武器を持った段階で罰せられるような社会をつくっていかなければいけないなど私たちは思っている。ただ、現実問題今国際的にはそれに至っていない。そういう中で、国民の生命・財産を守っていくためには今現在日米安保は欠かせないと思うわけである。

松田委員長 静粛に願う。なお、委員長の命令に従わないときは、多摩市議会委員会傍聴規則第14条の規定により、退場を命じるので、念のため申し上げる。

ほかに討論はあるか。

折戸委員 元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情に対して、採択の立場で討論する。

6月23日は沖縄の慰霊碑の日がしめやかに行われている。また、戦後75年目を迎えようとしているこの敗戦を考えると、昭和、平成、令和という時代が変遷してきたが、やはりずっと日常的に平穏な生活を送られるというのは、さまざまな努力があつてなし得たことだと思う。そしてなおかつ、これも沖縄にほとんど基地を置いて、そして沖縄の人たちだけが苦渋の思いをする日々を、長い歴史を刻んできたという思いに、私たちは、同情というのではなく自分の問題として捉えていかなければならない現実があると思う。そして、この陳情の願意の中に、県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古の埋め立てを中止し、基地問題を根本から見直すよう関係機関に意見書を提出してほしいという強い思いがある。この強い思いは、県民の皆さんへの思いでもあるし、私たち日本に暮らす多くの人たちの思いを願意に込めているものだと私は思っている。だから、この願意をきちんと真正面に受けとめて、私は多摩市議会では意見書を提出していくというのが大切な思いをつなぐことになるだろうと思っているので、この陳情に対しては、採択の立場の討論とする。

藤條委員 元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情について、新生会を代表し、不採択とする。

本年2月に行われた県民投票の結果、これは沖縄の民意を明確に示しているものと言えるだろう。それを受けてもなお政府の方針が変わらないというのは、この問題が地方自治ではなく、外交・防衛の問題として政府に受けとめられているからである。しかし、そうであればこそ、米軍基地問題は沖縄だけの問題ではなく日本全体の問題としてこれを受けとめなければならない。昨日6月23日は沖縄戦慰霊の日であった。沖縄県糸満市を

訪れた安倍総理は、戦没者追悼式に出席し、沖縄に米軍基地が集中する現状を変えなければならない、負担軽減に向けて結果を出す述べた。先ほど少し話に出た多摩市内の米軍のサービス補助施設は、過去に一時は軍事的な場所にするという計画が報道され、そして激しい反対運動、住民運動があったと聞いている。沖縄の負担軽減を訴えるならば、受け入れる覚悟が果たしてあるのか、もしくは米軍は即時撤退すればいいという無責任な国防論なのか、現状辺野古以外の代案がない中で、直ちにこの基地建設をとめるということは安全保障上の観点から、これは容易に受け入れられるものではないが、国民的議論が必要であるという認識は、思いを同じくするところである。現代に生きる日本人全員がこれを人ごととせず、沖縄に対して慰霊と感謝の気持ちを持たなければならないということを申し添えさせていただく。

板橋委員

元陳情第10号 「沖縄県民投票の結果を踏まえ、直ちに辺野古埋め立て工事を中止し、基地問題を根本から見直すよう求める意見書」の提出を求める陳情について、採択の立場から討論する。

先ほどから昨日の沖縄の慰霊の日の話が出ている。ことしは玉城デニー知事が平和宣言を読み上げた。去年は翁長知事が平和宣言を読み上げて沖縄の心を世界に伝え、平和で誇りある豊かな沖縄を築く決意を表明した。その中では、県民は戦後沖縄の心をよりどころに、復興と発展の道を歩んできたものの、日本の国土面積の約0.6%に過ぎない沖縄に米軍専用施設面積の約70%が存在し、その広大な基地から派生する事件、事故、騒音をはじめとする環境問題などに苦しみ続けていると告発した。民意を顧みず工事が進められている辺野古の米軍新基地建設は、沖縄の基地負担軽減やアジアの緊張緩和の流れに逆行していると述べ、辺野古に新基地をつくらせないという私の決意は県民とともにあり、これからもみじんも揺らぐことはないと表明していた。昨年8月、翁長氏は急逝した。しかし、その意思は、県知事選での玉城デニー現知事の歴史的圧勝、また辺野古埋め立て反対が7割を超えた県民投票、衆議院沖縄3区補選での屋良氏の勝利にしっかりと受け継がれている。この辺野古の問題、民主主義の問題とともに、具体的に考えた場合でも、非常に無理なことを強引に推し進めようと

しているこの現実から見ても、やはりこの陳情書の思いは全く私も一緒である。そういう意味で、この陳情を採択とする私の討論である。

松田委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が4名、不採択すべきものという意見が2名である。採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は採択すべきものと決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすることを求める内容であるが、全員一致ではなかったので、委員会として本会議に意見書の提出は行わないものとする。

この際暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第3、元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情を議題とする。

なお、元陳情第11号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

池田議会事務局次長 元陳情第11号について、当初の署名は528名だった。本日まで490名の追加があった。合計で1,018名である

松田委員長 本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(渡辺基氏) 渡辺基と申す。本件の陳情の市民発言ということでぜひよろしくお



願いたいと思う。

消費税が始まって、1989年から30年たっている。この間30年払い続けて、ここにお集まりの皆さんで払ってよかったと実感されている方はほとんどいないかと思う。せめてこの払った分がきちんと使われていると仕方なく思っている方のほうが多いのかなと思っているが、明らかに今の市民はもう限界に達しているということは皆さんの共通認識なのではないかと私は思っている。朝日新聞の世論調査、ちよどきょうの新聞である。これを見ると、10%に引き上げることに賛成が43%、反対が51%、やはり過半数を越えている。世論は明らかである。多摩市民の感じはどうだということも午前中あったかもしれないが、私は同じだと思っている。多数である。先ほど言ったように、消費税というのは、物を買うときに税金が吸い取られていくわけである。金を稼ぐときも所得税を払って、買うときも払うので二重である。ここの意見はいろいろあると思うが、そこまで貧しい人、苦しい人を追い詰めてどうするのが私の本音であります。それを今8%から10%に上げる。耐えられると思うか。ぜひ皆さんの所属するところの関係は無視して、多摩市民の立場に立って、そして市民の4月の統一地方選挙で当選されたと、そこの代表という自覚を持ってまず採択をしていただくかどうか判断していただくということを最初に言いたいと思う。

今回陳情は、消費税増税の中止を申し上げてある。延期だったら考えてもいいかなとよく言われるが、中止である。今の世論の圧倒的多数は残り3カ月強の10月に増税したらどうなるのか、やはり中止しかないと思う。この中止という言葉の意味には、不公平税制だということが込められている。いつかは延期すれば国民が納得するのではないのかと言う方がいるかもしれないが、私はそうは思わない。どう考えても消費税は不公平税制である。先ほど言ったように物を買うと自動的に払わなければいけない。パスを持っていて消費税を払わなくて済むというのがあればいいかもしれないが、ない。それが実態である。そういうことも考えていただきたい。最近話題になっているのが、消費税を10%に上げないといろいろな社会保障のやろうとする制度がストップしてしまうという意見がある。だが、そ

れは国が考えればいいと私は思う。本気で国が考えればできなくはないはずである。それを盾に消費税10%を我慢してよという意見もあるかもしれないが、それぐらいできるだろう。私は前に市の補正予算ということも考えたが、隣の稲城市である議員が言っていた、やはりそれは国が考えるべきだと、非常にすばらしい意見だと思った。そういうことをぜひ皆さん市の代表として発言していただきたいということを言いたいと思う。

あと年金の問題、2,000万円の問題、少し外れるかもしれないが、社会保障と関係している。よくあるのが、消費税を年金に充てようというのがあるが、私はあえて言う。大企業・富裕層にお願いすればいいではないか。と言うと、皆さん嫌がる方が若干いるかもしれない。だが、少しぐらいお願いしてもいいではないか。そのことが今きょうここにいる皆さんに問われていると思うので、ぜひ柔軟に考えていただきたいと思う。私が望むのは、全会一致の採択である。趣旨採択は望まない。ここで皆さんに一步出ていただくことは、多摩市の要求であると思う。市民の要求であると思う。ぜひお願いしたい。

萩生田光一氏と言う人を皆さんご存じだろう。4月の日銀短観で少し話してしまった人がいるが、今からでも間に合うわけである。9月議会は間に合わないかもしれないが、ぜひきょう採択の判断をしていただきたい。きのう「日曜討論」で日本維新の会の馬場氏も反対だと明確に言っていた。

あともう一つ言う。「百年安心」と言っている方もいるが、ぜひ、軽減税率も大事だと思う。物品税もある。とりあえず8%のままにして、高級な物だけ上げればいいではないか。そういうこともぜひ議論していただきたいと思う。それも踏まえてぜひ採択をお願いしたい。平成26年10月2日には採択されているが、あえて言う。全会一致をぜひともお願いする。

ながくなったが、どうもありがとう。

松田委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等あったら願います。

磯貝財政課長 質疑の中でお答えしたい。

松田委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。

板橋委員 消費税が本当に景気の悪化を招き、低所得者ほど負担が大きいという形で陳情者が言っておられるが、まさにそのとおりで、景気の悪化という点では市にとってもこの消費税は大きく負担となるのではないかと私は思うが、市はこの消費税引き上げによって多摩市の財政にどのような影響を与えるのか、歳入歳出なども含めながら、大まかなところで結構であるので話していただければと思う。

磯貝財政課長 消費税の影響であるが、今回の消費税の税率引き上げに伴ってさまざまな税制改正が予定されているので、どこまで入れるかによって大きく変わってこようかと考えている。まず単純に消費税引き上げに伴って地方消費税分が都道府県と市町村に交付される。その分が8%から10%に引き上げられたら、今市で見ているのが、これ平準化された後の話で、令和3年度以降になるが、4億1千万円ほど地方消費税が増えるだろうと推計している。暦の関係でどうしても来年度13カ月分入ってくる予定になっているので、12カ月分、1年分が平準化するのが令和3年度で、その年としては4億1千万円ふえるだろうと見ている。

一方で、支出であるが、市も事業所として当然いろいろな業務に当たって消費税2%増額分を支払うことになるので、その分の増額として3億5,000万円ほどを見ている。ただ、それ以外のところだと、消費税の引き上げに伴って、例えば法人事業税交付金の創設もあわせてされる予定になっているので、そのあたりで3億7,000万円の増収になるだろうと。一方で法人市民税の税率引き下げ等があるので、そちらが5億1,000万円ほど増となっている。あとそれ以外にもさまざまな車体課税等があるが、今申し上げたところだけで言うと、トータルとしては2億7,000万円ぐらいマイナスになるのかなと現在のところは見ている。

板橋委員 市としても、そういった意味では地方消費税交付金がどっと入ってくるから市の大きな財源になるという話も前にしている人がいたが、財源どころか結局は、平準化した場合という形でわかりやすく説明してもらったが、2億7,000万円の減という話である。

磯貝財政課長 1点訂正させてほしい。先ほどトータルで2億7,000万円の減と申し上げたが、大変申しわけない、支出との差し引きでいくとトータル

8,000万円ほどの減である。

板橋委員

いずれにしても、減には間違いないということである。だから、地方消費税頼りのところが、頼られないどころか反対に減になる。あわせて多摩市の場合、今後パルテノン多摩、多摩市立図書館本館、そして多摩中央公園、またコミュニティセンター等も老朽化に伴って順次大規模改修、そして学校などもいろいろな意味で今後結構財源の必要な事業がいろいろ控えているという多摩市にとってみたら、これにもしっかりと10%の消費税が掛けられることを考えると、多摩市の財源にとってみたら本当にこの消費税は相当厳しいものになるのではないかと思うが、その点どのように見られるのか。

磯貝財政課長

先ほど申し上げたとおり、消費税の増額は、今回ことしの3月に中期財政見通しを出させていただいた中では、トータルとしては若干マイナスだろうと見込んでいる。ただ、一方で、社会保障等税の一体改革の中で、本市としても社会保障財源の安定的な財源の確保については国のほうにも申し上げてきた中で、一般的にであるが、ほかの税と比べると消費税は安定した財源と言われている中で、一定程度は市のほうとしても対応させていただいているところである。

板橋委員

市としてはそのように答えざるを得ないと思うが、しかし、社会保障の財源に消費税を使うというのは、これはやはり陳情者も言うておられるが、社会保障をよくするのも悪くするのも、よくしたければ消費税を上げると、下げるのだったら悪くなるよという一つのおどしにもなるような、こういう弱い者いじめの財源を社会保障の財源にするという、これもやはり考え直す必要があるのではないかと思うが、その点なかなか市としては答えづらいただろう。それはよい。陳情者も言ったように、萩生田氏などは結局4月の段階では景気が落ちていると、崖に向かって皆を連れて行くわけにはいかないと、こういった自民党幹事長代行の方が言うておられたわけである。やはり見きわめるのは7月の日銀短観だと言うておられたが、結局7月の段階でもまだ消費税10%据え置きとか中止とかいうことについて判断できると自民党幹事長代行が言うておられるわけで、そういう意味では私たちも勇気づけられているわけであるが、そのころの景気動向は本当に悪く

て、景気動向指数も1月ぐらいから3カ月連続で悪化という状況だった。今度また今月7日に発表された4月の景気動向指数でも景気の基調判断を2カ月連続で悪化と、ずっと悪化が続いていると、こういったところで消費税増税をすることが、暮らしどころか企業に対しても大きな影響を与えることは自民党の幹事長代行も感じているほど、企業からも中止を求める声は今上がってきているという状況では、これはやはりしっかりと意見書で中止を求めることはもっともなことであり、意見書提出はぜひすべきではないかと私は思っているが、皆さんの考えがあれば。

安斉委員　　私は、社会保障の財源に本当に消費税増税分が使われているのかどうか、一部は使われていると思う。だが、そのおおよそが一体何のために使われているのだろうというところで、ぜひとも社会保障の財源論を少し皆さんと議論したいと思うが、その点いかがか。

あらたに委員　　今財政的に賄っていただいている、今回令和元年の予算に対して、既にこの10%を見込んで動いているところもあり、なおかつそれをもとに行われている幼児教育の無償化であったり、そういったもろもろの社会保障の部分でもう既にスタートしている部分があるわけであるが、そこは財源を打ち切られてストップとなった場合、市にはどのような影響が出るのか。

磯貝財政課長　　今言われた幼児教育の無償化あるいは同時補正でお認めいただいたプレミアム付商品券などもそうであるが、今回の消費税率引き上げに伴って実施されている関係と言われているものについて、実際これが引き上げられなかった場合にどうなるのかが国から示されているわけではない。ただ、国としても財源がない中で支出することはできないに等しく、万が一一般財源ですべてということであれば、非常に苦しいことにはなろうかと思っている。あと、それ以外に実際に事務的なものについても、すべて消費税率が10%に引き上げ予定のさまざまな事務、今言ったプレミアム付商品券や無償化だけではなく、市が日常行っているさまざまな契約行為も10%を前提に事務が進められているので、万が一なくなった場合には、事務的なところでもかなりの影響があるものと今考えている。

松田委員長　　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。
- 陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 松田委員長 ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。
- 安斉委員 いわゆる消費税の導入のときに、社会保障のために使うのだということがずっと宣伝されたわけである。中には社会保障のためとうそをつきというような発言がどこかの方からあったような記憶もある。この間ずっと私たちは払い続けてきているわけであるが、本当に社会保障の財源にその多くを、例えば8割方や5割方充てられているのかどうかについて、皆様方と実感とお考えを伺えたらいいかなと思っている。
- 板橋委員 もともと一貫して消費税は社会保障のためであると言われ続けて来ているので、そうなのかなと思っている方もたくさんおられるのではないかと思うが、しかし、実際の私たちの暮らしを考えたときに、先ほどもあったが、年金は削られる、医療費は上げられる、介護保険料などもやはり改定たびに値上げされていく。ここでもやはり広域化されたことによってまた大幅な値上げがという形で、いろいろなこういった社会保障の分野の金が削られてきていることはあっても、ふやされたという実感はないというのが、私の正直な気持ちである。だからこそ、ヨーロッパあたりでは相当な日本の消費税にかかわるような税金を払っていても不満の声はなくて、こちらは20%ぐらい取られている、それでも皆文句を言わず払っているのだという外国の例などを話されるが、よくよく話を聞くと、教育に対する費用、医療に対する費用、老後に対する心配、そのようなものがきちんと社会保障で保障されているから不安も起こらない。日本の場合は消費税を取られた上にさらに自分であと2,000万円ためないとだめであると言われるぐらい、老後のための貯蓄をしなければいけないような状況というのが、まさに雲泥の差があるのではないかと思う。そういった意味で、社会保障には使われていないと私は思っている。
- しのづか委員 2014年に3%上がったときに何かで調べてみたが、その3%の内訳が、実は8割強過去の借金の返済に使われていて、16%だけが社会保障

に充てられているという数字が出ていた。その辺をきちんと変えていかないと、やはり国民の皆さんが安心できないのかなと思う。ただ、私はやはり消費税は一定程度の安定財源であるから、きちんとヨーロッパのような形にして、国民が安心できるような税制に直していく。それともう一つは、消費税を値上げすると同時に法人税を引き下げてきたという過去の経過がある。この辺の税の再分配をきちんともう一度見直していくべきではないかと思う。だから社会保障の云々というところとあれであるが、皆さんの意見を調整してということであるが、2つとも意見書で先ほど議論したが、なかなか調整がつかないのかなというのが私の実感である。

あらたに委員 社会保障の話は、自分が支払って受けるサービスという見方が端的にできるのかもしれないが、多摩市はこの数年だけでも保育の受け皿だけでも相当数ふやした。250人ぐらいふやしたのか。これもそういう社会保障である。子ども・子育て会議をきちんとつくって、どういった形の保育をやっていくのか、学童保育もふやした、認知症対策も進んでいる。全く何もやっていないように言われるのは、政治に携わっていて非常に残念である。いろいろ提案されたことが盛り込まれていると思うが、全くやっていないというご意見だったので、非常に残念だなと。実際まだ満足するようなレベルではないかもしれないが、確実に社会保障はふえているし進んでいるという実感は私は持っている。

板橋委員 政治が社会保障をするのは当たり前である。問題は、社会保障のために消費税をとということで取りながら、それに見合った社会保障ができていくかといったら、よくよく見るとこの間、先ほどのづか委員も言ったが、法人税減税が同時に進められてきている。統計を見ても、この30年間の消費税で入ってきた金額のうちの8割近くが法人税減税という形で使われていることを考えたときに、その消費税が社会保障という形で言う資格はない、そういった金の使い方がやられているということを私は言っているわけである。

あらたに委員 今企業のことで減税の話があったが、確実に雇用の問題としては、民主党政権よりかなりの伸びを見せている。企業に体力があるから雇用が成り立つ。これがまた以前のように失業率5%という時代を迎えたら、税収自

体ももっとも減になってくる。ある程度企業も社会的な責任を果たしているとは私は思っている。

板橋委員

今雇用が伸びたと、安倍首相も国会の場で365万人ぐらい雇用をふやしたのだと答弁していた。統計でよく調べてみると、ふえた雇用者は結局高齢になって年金では食べられないために働き始めた人たち、また大学生で奨学金をもらっているのだが、奨学金では大変だから、もらわないでバイトで頑張っている学生の人たち、こういった高齢者や学生の人たちの雇用がぐっと大きくふえたということが国会でも指摘されたのを私は見ていたが、雇用にも、そういった雇用がふえているというところもあることを一応指摘しておく。

折戸委員

陳情の中にもあるが、10月からという、あと7、8、9の3カ月である。企業といっても、多摩市内ではほとんどが小規模事業者だと思うが、軽減税率のことでよくわかっていない、あるいはそれに対応しても自分のところはそのようなことをしたらもっと費用がかかってしまって大変だと、多くの方が具体的な準備ができていないのが現実だと思う。そういう中で、それが一つ準備がされていないこともさることながら、もう一つはやはり8%から10%に上がった場合の家庭に響く影響ははかり知れないものがあると思う。そのはかり知れないことがわかっていながら、要するに2%上げて社会保障と言っても、先ほどの議論の中にもあったが、100%それを社会保障に費やすわけではないから、ますます非常に貧富の差が出てきて、決して暮らしがよくなるという透明感が見えていないとは私は思っている。だから、はっきり言うと、この陳情にもあるように引き上げは中止をして、それでもう一度考えてみるほうが、むしろ国民の生活を優先して考えていく経済にしていくという道筋をつけなければいけないときだと思う。ごまかして物事を進めていったときには、必ずや大きな反動がある。その反動を食らうのではなく、やはり正常な行き方をすべきで、それが今の時点ではないかと思う。そういう点では、この願意をやはり尊重すべきだろうと思っている。だから、意見交換もいろいろあるかもしれないが、ぜひこの中でまとまらないような雰囲気でもあるので、早目に討論にしていったほうがいいのではないかと思う。



安斉委員 先ほどあらたに委員が、企業も体力があるから乗り越えられると言われたが、私たち日本共産党はまさしく企業にも応分の負担をしていただくと、ここにあるわけである。どう考えてもこの30年間、消費税の8割の金額と大企業の減税に使われた額がほぼ同額であることを見ると、一つは、大企業優遇の制度に持っていかれているのではないかということと、それともう一つ、いわゆる大金持ち、いつときまでは自分もひょっとしたら大金持ちではないかと思う国民の層もあったかもしれないが、今は本当に中流階級も崩れていっている中で、その実感が無いのだが、例えば年収1億円を超えていくところから税率が下がっていくというような状況がたしかあったと記憶しているが、株の売買等で大もうけをされた方たちについては、その分の負担をやっていただくようにしていかないと、私たち庶民にはずっとじりじりと消費税も上がっていくわ、いろいろな福祉に関する負担も上がっていくわで困るわけであるが、税金の取り方と使い方を変えることが一つの大きなポイントではないかと思っているところである。意見である。

松田委員長 ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について、採択の立場から討論する。

消費税10%増税は今からでも中止できるし、また中止させなければ日本経済を破滅させてしまうと考える。自民党の萩生田氏が、ことし10月からの消費税10%増税に触れて、景気の動向によっては中止もあり得る、国民をがけっ縁に連れて行くわけにはいかないという発言をされた。これはまさしく統一地方選挙のさなかだった。陳情文面にあるとおり、このまま税率の引き上げが実施されれば、8%増税の際に経験した以上の日本経済の低迷が続くのではないだろうか。8%から10%に上げないことは、私たち国民の懐の痛みを軽減するだけでなく、大きな経済的効果にもなり得ると考える。軽減対策と言われる複数税率による混乱も深刻になると思

うし、またプレミアム付商品券も、先日行われた補正での質疑のやりとりで手続が大変複雑である。そして、対象者本人からの申し出がなければ無に帰してしまう。消費税を払い続けて31年間、この間に国民が納めた消費税の8割は大企業の法人税減税に消えた。消費税は福祉の財源になったのではない。大企業や大金持ちに応分の負担をしてもらい、税の使い方では大企業言いなりの減税対策を中止し、またアメリカ言いなりの米軍基地などへの思いやり予算や兵器の爆買いをやめるなど、税の取り方と使い方を抜本的に変えれば社会保障の財源が生まれると考える。以上述べて採択の討論とする。

折戸委員 元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について、採択の立場で討論する。

先ほど述べたが、やはり2019年10月から消費税を10%に引き上げようとしている。しかし、今の政府が言うような経済が好転に向かうような状況ではないのは、庶民の生活の中から見える事実ではないだろうか。景気がよくなればいいなどという思惑ではなく、現実を見て対応しなければ、やはり国民の生活がますます厳しくなっていくことは事実であるし、そういった点を考えると、今どうしても10月から消費税を上げていこうとする姿勢は何としてもとめなければいけない、このように考えている。だから、2019年10月からの消費税10%引き上げの中止を求めると、はっきりと意思を政府に意見書として提出することが、多摩市民の生活の安定・安心を少なくとも維持できる対応策だろうと思っている。以上述べて、採択の討論とする。

あらたに委員 元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について、不採択の立場で意見を述べさせていただく。

既に行政としては、この10%を見込んでいろいろなものが動き出している。今これをとめることによる混乱を考え、また、それによっていろいろまた費用が出て行くという答弁もあった。先ほど来社会保障に本当に使われているのかという議論があった。一部借金の返済に使っているではないかというご意見もあった。ただ、本当に今の日本の税制の借金を抱えている中、きちんとした財源確保をして国を運営していかなければ、それは

ただ単に未来につけを及ぼす。今の景気対策があるからある程度税収も安定して入ってきているが、また8年前のように株価が8,000円や7,000円、失業率が5%を超えるような社会になってきたときに、ますます未来につけを残していく。そういう意味では、やはりある程度安定した財源確保ということで消費税もやむなしかなと思っている。

藤條委員

元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情について、新生会で議論の上、不採択とする。

確かにデータを見れば日本人の可処分所得は近年下がってきており、ここにさらに消費税増税がされれば消費が冷え込むことも十分予想されることである。また、議論にもあったが、6割強の企業が法人税を納めていない現状、これはもう曲げようのない事実であるから、そこをしっかりと捉えた税制改正があるべきかと思う。社会保障がもたないからという論理で、その都度消費税を増税しているようでは、これはやはり対症療法でしかなく、財政再建という道のは遠のいていくばかりである。税と社会保障の一体改革、国民と約束したことを誠実に断行していく、こうした道を求めるべきである。しかしながら、この10月の増税を3カ月後に控えたこのタイミングで中止することは、この財源を当てにした幼児教育の無償化等をはじめとした福祉自体を切り捨ててしまうことにもなりかねない。広く浅く国民で負担を分かち合って、目の前の超高齢化社会を乗り越えていかなければならない。そのために今は痛みを分かち合うことをお願いしたいと思う。ただし、増税の前にやるべき改革はたくさんあるはずだということとは申し添えさせていただく。

板橋委員

元陳情第11号 消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情を採択の立場から討論する。

消費税が8%になった2014年から日本経済は、以前もそうだったが、特に深刻な消費不況に陥っている。家計消費は日本経済の6割を占める経済の土台である。その実質家計消費が25万円も大幅ダウンしているという統計も出ている。安倍首相は、私の政権で景気が回復したと言うが、これはNHKの世論調査であるが、国民の82%は景気回復の実感はないと答えている。また、首相は、賃金が上がったから増税できると言うが、上

がっているのは名目賃金だけで、実質賃金は下がったままである。さらに、安倍首相は私の政権で就業者が380万人ふえたと、所得環境改善、だから増税できるとも言う。しかし、ふえたのは年金だけでは暮らせない高齢者と高学費に苦しむ学生たちが大多数である。安倍首相の言う増税の根拠はことごとく崩れ去っている。内閣府が3月7日発表した1月の景気動向指数3カ月連続で悪化、そしてさらに、今月の7日に発表した4月の指数でも、2カ月連続で悪化ということで、国内の景気が落ち込みに入ったことを政府自身が認めたことである。ここで増税を強行することは、日本経済にとってまさに自殺行為になることはいよいよ明らかである。財源はある。弱い者いじめの消費税ではなく、アベノミクスで大もうけした大企業や富裕層に応分の負担を求めれば、社会保障の財源はつくれる。よって、この陳情を採択とする。

松田委員長

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、不採択すべきものという意見が2名である。よってこれより元陳情第11号消費税増税の中止を求める意見書提出を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長

挙手多数である。よって本件は採択すべきもの決した。

なお、ただいま採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすることを求める内容であるが、全員一致ではなかったので、委員会として本会議に意見書(案)の提出は行わないものとする。

この際暫時休憩する。

午後 1時43分 休憩

---

午後 1時44分 再開

松田委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

日程第4、第55号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 第55号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。本案は、本年2月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める手順及び情報を定める命令の一部が改正されたことに伴って、条例を改正するものである。

内容としては、条例別表第二の3の50(1)として地方税関係条項の項目、こちらについてを削除するものとなっていて、(2)の項目のみとする形の改正である。詳細については行政管理課長から説明申し上げる。

小柳行政管理課長 3月に事前にご連絡させていただいたところと重なるが、概要についてご報告させていただく。

本条例の第4条第3項の規定によって主務省令に記載があるものについては庁内で情報連携することができるものとなっている。一方、主務省令に記載のない項目のうち庁内で情報連携が必要なものについては、個別に本条例の別表に定めているところである。2月の主務省令の改正によって、その情報連携ができる項目が新たに追加されたことから、重複する記述となる本市の条例の部分を削除するものである。

具体的な削除部分は新旧対照表の4ページの部分をごらんいただければと思うが、先ほど部長から説明があったとおり(1)の記述をすべて削除するもの1点の変更である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第55号議案についての討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第55号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手

を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第5、第56号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、多摩市消防団に新たに機能別団員を設置させていただく条例改正をするものである。3月議会では女性隊員の増員、6月議会ではその中からまたラップ隊という形での機能別団員を条例化したいと考えているところである。また、機能別団員の報酬については、基本単位と異なるため、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に追加して規定する等もあわせて改正するものである。内容については担当課長より説明させる。

城所防災安全課長 それでは、多摩市消防団条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

まず改正の内容である。今申したように機能別団員（ラップ隊）として20名程度の団員の定数変更をお願いする条例の改正内容である。

この改正に至る経緯であるが、ラップ隊は平成9年に発隊して既に20年以上経過しているところである。近年ラップ隊員が所属する分団において分団長等の幹部へ昇格してしまったことによりラップ隊の活動が困難となり、そもそも団員の確保が難しくなっており、今現在10名ほどで活動している。現在式典等での吹鳴は維持されているものの、今後の活動の維持、また活性化を図るためにラップ吹奏を主活動とする新たなラップ隊員を確保することを目指している。また、このラップ隊員の確保については、多摩市消防委員会から県にもされているところである。

続いて活動内容である。ラップ隊の活動は、現在ラップ隊として活動している隊員に合流をさせていただく。そして平素はラップを吹鳴することを主とし、大規模災害時は各分団の消防団員への後方支援とさせていただく。

募集人員である。条例上は将来を見据えて20名の定員の枠を確保させ

ていただくが、当面は5名程度の募集をしたいと考えているところである。年齢制限の撤廃である。現在55歳未満となっている入団時の年齢制限をラッパ隊については撤廃し、入団しやすい環境としたいと考えているところである。手当である。訓練手当や公務災害補償は基本団員と一緒にするが、報酬等については基本団員と区別させていただきたいと思う。これについては附則で追加させていただいて、基本団員は報酬が年額8万2000円のところ、機能別団員は1万5,000円とするところである。

対象者であるが、楽器等を吹鳴したことのある市民を対象としたいところであるが、当面は退団したラッパ隊員を主にターゲットとしてスカウティングしていきたいと考えているところである。

そして、編制としては、消防団条例施行規則を改正して団員の下に機能別団員と新たに1つ枠を設けて20名にするという形である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員 現在10名のラッパ隊員がいるわけであるが、この人たちには従来と同じやり方を強制的にやるのか、選択肢があって、新しくなるラッパ隊員の処遇がいいよということで選択できるのかどうかを伺う。

城所防災安全課長 今10名ほど各分団から出てきていただいている方がラッパ隊として活動されている。この方々は、自団を退団してラッパ隊に入り直したいというのであれば、その道は閉ざされていない。しかしながら、活動の形態を見てみると、やはり今いる基本団員の方々は消防団が好きで入ってきておられるので、そのように一度やめられてすぐにラッパ隊員に切りかえということはないのかなと推測している。

あらたに委員 ラッパ隊の中にある意味新しく5名入ったとしたら、そのスケジュール的に今までやっている人たちと、ラッパ隊専属でやるような人たちが混在するように持っていくということによろしいのか。

城所防災安全課長 言われるとおりである。一緒にやる。

安斉委員 非常に初歩的なことを聞くが、ラッパ隊の方は儀式のときに音を出されるという形である。その音の出し方は、私は出初め式のときに聞くが、大体決まった音色なのか。パターンとして幾つも練習しなければいけないも

のなのかどうか。そのあたりはどうか。

城所防災安全課長 ラッパ隊が吹奏して、ラッパはトランペットと違って唇の形だけで音階をあらわすもので、もともとは信号ラッパであるので、いろいろなレパートリーがたくさんふえていくというわけではない。その中で今やっているところは、式典に合ったような曲を練習させていただいて、それを皆さんの前で披露しているところである。

安斉委員 それで、通常はそういう式典のときにラッパを吹くのだろうが、場合によっては本団員のお手伝いをすることもあり得るのか。

城所防災安全課長 平素においてはほぼないかと考えているところである。大規模災害時になったらお手伝いをいただこうと考えているところである。

安斉委員 当面は5名で退団した元ラッパ隊の方たちに呼びかけると、一番手っ取り早い方法かとも思うが、なかなか人が集まらないということであれば、例えば女性のラッパ隊員はだめなのか。

城所防災安全課長 ありがとうございます。大変夢が広がる話であり、その辺は足場が固まったらきちんとPRして確保を目指したいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第56号議案 多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第6、第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制



定についてご説明申し上げさせていただきたいと思う。本件については、平成31年度の地方税制の改正に伴う改正である。主な概要であるが、市税に関する部分としては、未婚のひとり親を対象とした非課税措置の拡大や、今回車体課税の大幅な見直しに伴う軽自動車も含む自家用車のグリーン化特例の見直し、そしてことしの10月からになるが、自動車所得税の廃止に合わせて導入される環境性能割の軽減などがある。詳細については課税課長からご説明申し上げる。

赤松課税課長 お手元の資料をごらんいただければと思う。まず1番目であるが、個人所得課税の見直しの内容である。一応こちらに内容を記載させていただいたが、現行の個人住民税の非課税措置の部分について、大きく2点ほど改正があった。まず1点目が、所得控除のところ、非課税の合計所得の要件であるが、こちらが現行の125万円の部分から10万円引き上げられて135万円になった。これがまず全体的な改正の大きな一つの部分である。2つ目は、要件のところである。こちらについては、先ほど部長からも説明があったが、未婚のひとり親の方についても、こちらに書かせていただいたが、事実婚ではないことを確認できる方についても一応対象の要件を拡大させていただくところである。1番目の個人所得課税の見直しについては以上である。

続いて車体課税の大幅見直しである。こちらについては大きく2点の改正内容である。まず1点目である。グリーン化特例の大幅見直しであるが、こちらに一部抜粋して記載させていただいたが、環境性能割の導入である。まず環境性能割とはどういうことかであるが、本来だったら自動車を取得した場合については、今までの税制の中では自動車取得税がかかっていた、取得したものに対して課税という形だったが、自動車所得税の制度自体が令和元年9月30日をもって廃止される。それに伴って、今度新たに自動車取得税にかわって令和元年10月から新たに導入される部分が環境性能割という内容のものである。環境性能割については、事前に平成27年度と平成32年度の燃費基準に基づいて一定の燃費基準に達している車については、あらかじめ事前に定められた率によって割引をしようという制度である。逆の言い方をすると、燃費基準に達していない車に対しては高い

税金がかかってしまうように制度が変わっていくというところである。

資料にお戻りいただいてグリーン化特例のところであるが、まさに10月1日から環境性能割が導入されることによって、こちらの特例について今後電気自動車と天然ガスの自動車等に限定をしていくように制度が変わっていくというところが、大きなその改正点である。これについては、当然10月1日から消費税増税もあるので、本来だったら消費税に合わせてその制度も変わるところであるので、それに合わせて景気の底入れを抑えるということで現行の制度を2年間時限的に延長させて、こちらを一応対象となる車については、期間等のところに書かせていただいたが、令和3年4月1日以降に新車登録を受けた自家用乗用車から2年間延長ということで、令和5年度の課税の対象になる車までがこちらの特例の対象になるというところの部分の法改正である。

その次の下、先ほど説明した環境性能割のところであるが、なるべくわかりやすくということで図式化をさせていただいた。まず下のほうのところ、自家用と営業用でそれぞれ環境基準、燃費基準を満たした車については、現行の税率を記載させていただいた。自家用と営業用で税率がそれぞれ設定されているが、今回改正部分については、自家用の乗用車について1%引き下げるという改正である。通常でいくと電気自動車、上の段の平成32年燃費基準10%達成については今までと同様に非課税である。その下の平成32年燃費基準達成の1%の部分が今回引き下げられることによって非課税になるということで、これについてはあくまでも時限的な措置で、1年間の単年度のみこちらを引き下げさせていただくという形の改正である。こちらについては、右側の期間等に書かせていただいたが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された車について1%の引き下げ分の特例を受けるという内容である。

最後、裏面に行って、参考として資料に書かせていただいた。自家用乗用車、これは軽自動車を除く一般的な乗用車の自動車税の税率についても恒久的に引き下げていこうということで、一応こちらについても消費税の引き上げに伴って耐久消費材の購入が底冷えしないように、それぞれ車の排気量ごとによって引き下げ幅が4,500円から、2,500ccについて

は1,000円という形で、軽自動車以外の自家用乗用車についても減税を行っていくということで、今回参考としてこちらに記載させていただいた。

大きいところでは車体課税と個人所得課税の見直しということで、今回の税制改正、主な条例改正の説明をさせていただいた。

松田委員長        これをもって説明を終わる。

                         これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員            個人所得課税の見直しのところで「事実婚でないことを確認した上で」とあるが、私この意味がよくわからないのでご説明いただきたいと思う。

赤松課税課長        事実婚でないことというのは、一緒に同居で生活はしているが、実際例えればよくあるのが籍を入れていなくて未届けのようなケースである。あとは、実際のところ申告等も含めてご本人の申し出によって最終的には判断させていただく形になるかと思う。

安斉委員            未婚のひとり親というと、これは女性であるか男性であるか、どういう性の方かわからないが、とにかく戸籍ははっきりしていて、おひとりで子育てをなさっている方たちである。ところが、事実婚の中には、戸籍に入れたくてもなかなか入れられないような状況もあるわけである。そしてまた、そのお子さんが存在しない場合もあるし、存在する場合もあるわけである。今そうした多様性の社会になってきつつあるので、この事実婚を認めないということがこれからの時代に合うのか合わないのかと少し疑問を持ったものであるから伺ってみた。何かご意見があれば。

赤松課税課長        先ほど委員が申された部分であるが、今さまざまな働き方も含めて、社会情勢もいろいろ変化してきているところがある。税制的な部分でなるべく不利益をこうむらないような形でということで、国も本腰を入れて今後制度改正も含めて取り組んでいくという指針を出している。だから、私どもとしても国の指針に基づいて当然一定の配慮をすべき方に対しての対応も含めて、今後現場レベルでもきちんとそういった認識を持って取り組んでいくところであるので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思う。

板橋委員            自動車税のほうであるが、自動車取得税が廃止されることは、いい面と、市にとってみたら、その分の税金がやはり入ってこなくなるというか今までこれだけ入ってきたのがこの制度によってこれだけ減ると、そのかわり

環境性能割が導入されるということであるが、その自動車取得税がなくなって環境性能割が導入されることによって多摩市に入ってくる金はどのような関係になるのか。

赤松課税課長 今回の税制改正による減収分について今後どうなるのかであるが、まず基本的には減収で減った部分については原則税額国費で負担という形になる。では、具体的にどのくらい減るのかという見通しであるが、今のところ試算上であるが、今年度平成31年度の予算計上の中で環境性能割に伴う部分の見込みについては、財政課も含めて予算計上させていただいているが、減収分の金額については269万円を見込んでいる。ただ、これについては、どのくらいの金額になるか、実際のところ制度がスタートしてみないと何とも言えないところがあるので、これについてはある程度数字的な金額的なものを把握でき次第、適宜今後広報させていただく形になるかと思うのでよろしく願います。

板橋委員 環境性能割という点ではどのくらいの税収になったりするのか。

磯貝財政課長 環境性能割は、本年度、令和元年度予算で見させていただいているのは2,487万円ほどで予算を計上させていただいている。それと、先ほど減税部分は全額国費でという話があったが、そちらについては地方特例交付金が昨年度までだと住宅ローン減税で減収になった部分を全額補填していたが、そこに環境性能割交付金で1%減少になった部分を整理している形で、合わせて交付される。

板橋委員 先ほどの説明を聞いていてもよくわからない感じであるが、例えば消費税が増税されることによって2年間延長する等、さまざまな負担感をなくそうという取り組みなどがあるようであるが、先ほど消費税を値上げしないようにという意見書のやりとりをやったが、消費税が実際に増税にならないとなった場合は、これは一体どうなるのか。

赤松課税課長 今のご質問であるが、あくまでも現状であるが、国も国土交通省のホームページに、今のところは当初の予定どおり1%引き上げるという形で進めた場合、消費税が引き上がったことによってということでホームページ上は公開しているところがある。ただ、政策的な方向転換がなされた場合については、最終的にはどのタイミングで国が判断するかにもよるが、今

の現状では、中止になった場合についてはこう対応するという部分については不透明な状況である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午後 2時14分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切りかえる。

それでは1番、第五次多摩市総合計画 第3期基本計画の策定について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 では、これより協議会をよろしく願います。全部で10件あるが、なるべく簡潔にご説明申し上げたいと思っているので、よろしく願います。1件目については、第五次多摩市総合計画 第3期基本計画の策定についてで、内容については企画課長から説明申し上げます。

田島企画課長 それでは、第五次多摩市総合計画 第3期基本計画を策定したので、こちらの総務常任委員会にご報告をさせていただく。資料は、第五次多摩市

総合計画 第3期基本計画の策定について（報告）というA4のもの、あともう1枚、A3判の概要版をごらんいただければと思う。

まず策定について、A4のほうからごらんいただければと思う。議会については、全員協議会を、3月議会の前日の2月26日に行わせていただいたので、それ以降の検討状況について報告をさせていただいている。その後、庁内の部長級以上の専門委員会を行って、パブリックコメントを4月に行ったので、そのパブリックコメント案の検討をその後させていただいた。3月22日の段階で今回の総合計画審議会を立ち上げていたので、総合計画審議会でもパブリックコメントに出す案を正式に確認いただき、4月5日から24日までパブリックコメントを行った。パブリックコメントの期間中に、4月13日・14日の2日間市民説明会を行って、このパブリックコメントを受けて総合計画審議会が5月16日に審議会から市長への答申、これは今回の計画案をもって市長の答申にかえるというやり方で行ったが、パブリックコメントで出た意見を一部反映して答申をいただき、庁内としては専門委員会を5月21日に部長級以上で行って最終案の確認を行い、最終的に策定委員会、これは全部・課長、管理職がすべて入っている策定委員会の中で5月29日に最終的に内容を決定したものである。

大きな2番は、今回の第3期の基本計画の概要について書かせていただいている。こちらについては今回総合計画の中でも基本計画の部分を改定させていただいたので、基本構想に係るもの、将来都市像や目指すまちの姿については今回変更させていただいている。それにぶら下がる基本計画の部分について、特に政策、施策の部分を中心に改定させていただいたところである。

基本計画については、令和元年度からおおむね10年間の計画として策定し、基本的には市長の任期ごとに4年で更新をかけていくことになっている。今回の第3期基本計画については、こちらの議会の全員協議会の中でもご説明させていただいたが、第2期の基本計画を受けて今回基盤となる考え方として第2期に3つの方向性の中の一つとして掲げた健幸都市を実現していく、そちらを継承していく形で健幸まちづくりをさらに推進し

ていくことを最上位の考え方として位置づけしている。その基盤となる考え方のもとに、今回重点課題を3つ位置づけた。1つ目が超高齢社会へ挑戦していくこと、2番目が若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくりをしていくこと、3つ目が市民・地域と行政との新たな協働の仕組みづくりをつくっていくこと、この3つを重点課題として、特にこの10年間、実質的には4年間になるが、一番力を注いでいきたいと考えている。

さらに、3番だが、今回は概要版ということで、さらにわかりやすい版とテキスト版、特に教育現場で使っていただきたいということで、お子さんでもわかりやすい内容、また視覚障がい者の方にも読み取りができるようなテキスト版というものもあわせてつくっていききたいと思っている。

内容については、A3のほうをごらんいただければと思うが、こちらは基本計画であるのでかなり網羅的な内容になっているので、かいつまんで説明する。A3のほうの表面と裏面があるが、まず表面が全体概要である。上のほうが基本構想に係る部分であるので、こちらについては今回改正はしていない。こちらに将来都市像と目指すまちの姿を6つ置いている。これを実現していくために具体的に分野ごとにどういったものを行っていくのかが、大きく基本計画の中には書かれている。基本計画の中身としては、まず左のほうに網かけが入っているが、こちら基本計画を策定する背景として社会動向、また多摩市の状況等を受けて今回、下の四角囲みにあるが、先ほど申し上げた基盤となる考え方を、2期で設定した健幸まちづくりをさらに推進していくと。その中で3つの重点課題を置き、その下にさらに6つの視点を3つの重点課題ごとに置いているので、合計18の視点を置いている。それぞれこの重点課題ごとに全庁的に横串を刺すような、重点課題は縦の考え方、行政分野については縦の考え方で今この基本計画を位置付けているが、この視点については横断的な課題という位置づけになっているので、いろいろさまざまな組織が協力しながら、連携しながら、この重点課題に対して取り組みをしていく。その上に、この目指すまちの姿を受けて今回政策が13、これは変えていないが、この13の政策、A1からF1までの13の行政分野ごとに具体的に、特に今回この第3期基本計

画の考え方として、この4年間で具体的にどういったことをやっていくのかというところを主に位置づけさせていただいた。そこに挙げているA1からF1まで、例えばA1だと子育て・子育ちの分野であるが、その政策ごとに具体的に4年間でどういった点に、どういった施策、どういった事業に重点的に取り組んでいくかについて、今回この基本計画の中で位置づけをさせていただいたところである。基本的に13の政策と、その下に掲げている38の施策については、数の上では変更ないが、例えばA1の中でも一番下にある世代に応じたひきこもり支援の推進、これは第2期基本計画の施策の中で位置づけをしていなかったが、こういった新たなひきこもり対策等について今回の基本計画の中では位置づけをさせていただいた。同じようにD1の一番下の・駅周辺地区の活性化の推進、駅周辺ごとに活性化対策を拠点中心に行っていくというところ、あと政策E2の都市づくりの一番上、多摩ニュータウン再生の推進、これ自体は新しくないが、こういった次の世代に向けて、次の世代に残していくためのこういったまちづくりを行っていくことについても、第2期基本計画で施策として置いていなかったが、この第3期基本計画では置かせていただいたところである。

一番下、こちらは計画を推進するための取り組みで、具体的に行政分野、上にあるようなA1からF1の分野に当てはまらないことであるが、こういった行政分野ごとの施策を行っていく上で並行して行うべき必要が高いものを5つ、優先度が高い5つをここで抽出して、こちらについても計画上課題等を踏まえて具体的にどのようなことを4年間でやっていくかを、上の政策・施策の分野に準じた書き方で今回第3期基本計画については書かせていただいている。

あと裏面というか2ページ目は、先ほど申し上げた改定をさせていただいたので、こちらの体系については基本的には大きく基本構想でうたっているところと変えていないが、A1の4とB1の4とE2の1については新たに設けさせていただいたところである。

基本的にはこちら6月から第3期の基本計画をスタートさせていただいている。冊子については6月末、今週末にできる予定であるので、希望に



よって会派等にお配りしたいと思っている。内容については、6月の初旬に皆様のサイドブックスのほうにデータとして上げさせていただいているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 質疑という形ではないが、この総合計画にかかわる非常に大きな話なので、できれば別途日を改めてきちんとした形で勉強会を、多分この総務常任委員会だけではなく、他の常任委員会の方たちも非常にかかわっている話で、議長と相談していただいた上で、議会全体の勉強会とするか、当委員会での勉強会にするという形で設けたほうがいいのではないかと思う。今ここで聞いても永遠とやらないといけない。

松田委員長 そういう形でというご意見があったが、皆さんどうか。ここで質疑をずっとやるのか、それとも勉強会として総務常任委員会もしくは全体で議論していただくか、そのほうが深い質疑をできるかと私は思うが、どうだろうか。

安斉委員 賛成するが、この概要版、わかりやすい版等があるではないか。私たちもよくわからないと説明もできないわけで、やはりそういう勉強会をしてもらったほうがいいのかと思う。

しのづか委員 細かい施策に入っていくと、総務常任委員会だけではない具体的な事業にかかわってきてしまうので、例えば全員協議会を昔やったがどうなのか。そこは委員長と議長にお任せする。

板橋委員 それはそれとして進めながら、きょう少なくとも大まかなところで聞きたいところがある。

田島企画課長 ご案内かと思うが、きょうと同じような内容については、あしたからの3つの委員会にも私は出席をさせていただくので、きょうと同じレベルであればお話をさせていただきたいと思っている。ただ、勉強会というレベルでは多分ないと思う。第2期基本計画のときに、全員協議会は、この前と同じように、タイミングはもう少し後の段階でやったが、やった。第2期基本計画ができた後の勉強会は、私が引き継いでいる限りでは実施していないかと思う。

板橋委員 少し気になるところを2つだけ。1つは、パブリックコメントで7名か

ら12件の意見があったということであるが、この内容と、そして、その意見によって一部内容の修正、先ほどこれを追加したというような形で目標体系のところでは言われたが、それに関係するのかなと思いつつ聞いてはいたが、そのパブリックコメントの内容と修正の内容。それから、わかりやすい版を新しくまたつくられるということであるが、大体何ページで、どのようなものなのか。その2つである。

田島企画課長　　まずパブリックコメントのほうである。パブリックコメントについては、A4のほうに件数だけ書かせていただいたが、7名の方から12件のご意見をいただいた。今回総合計画であるので、先ほど申し上げた説明会を行ったところであるが、パブリックコメントで出た意見は、総合計画への全体的なご意見というよりも、どちらかというと個別のご意見のほうが非常に多くあったので、基本的には総合計画自体に、総合計画は全体の基本方針という方向性を示している内容であるので、その下に部門別計画や個別計画があるので、そういった個別部門別計画で反映するようなご意見を多くいただいたので、直接この基本計画の改定の中で反映させていただいたところは1件だけだった。具体的にサイドボックスにデータは入れているが、今みるとなかなか難しいと思うが、この前も一般質問の中でいただいたが、SDGsの関係を今回基本計画に位置づけさせていただいた。パブリックコメントで出した時点のSDGsの取り扱い方が、どちらかというとSDGsを達成するためにこういった市の施策をやっていくような書きぶりで、具体的に表等もお手元がないので多分わかりづらいと思うが、こういった具体的な計画の中で、8ページ、9ページの見開きはSDGsを推進していくというページをつくったが、どちらかというとSDGsの達成を目指して市の施策を打っていくというパブリックコメントに出した案の段階では出していたが、そうではなく市の施策を統合的に、社会、環境、また経済の分野、こういったものを統合的に実施していくことで国連が抱えている開発目標であるSDGsの実現に寄与するのではないかとというご意見をパブリックコメントの中でいただいた。そちらについては総合計画審議会に諮って、言われるとおりSDGsの達成に市の施策が寄与していくことでは一致できたので、そちらの書きぶりとは表組みを一部変更さ

せていただいて、市のSDGsに関連する施策を行っていくことで17の目標にあるような開発目標の実現に寄与していくという書きぶりに、今回パブリックコメントで変えさせていただいたところである。

あとわかりやすい版である。こちらは、前回も概要版をつくったが、第2期基本計画の中ではあまり活用されていなかった。かなり残部も出ているということで、もう少し対象を絞り込んでこういったわかりやすい版というものを、今回第3期基本計画の中ではつくっていきたいと考えている。わかりやすい版としては、今全体としては14ページでつくっている。基本的には視覚障がい者の方にもわかる、また小・中学生でもある程度内容が理解できるようなものをここで抽出して、14ページぐらいのボリュームで全体を網羅できるような、特に成果目標値についても一番わかりやすいものを掲げて、こちらのような体裁でつくらせていただいているので、小・中学校等でも活用いただきたいと思っているし、また、このデータを視覚障がい者の方が読み取りできるような形でピスト版に直したものを多摩市公式ホームページで掲載していきたいと思っている。

板橋委員 それは色も含めて実物に近いものなのか。

田島企画課長 これは白黒版である。基本的に概要版についてはカラーでいきたいと思っている。わかりやすい版については、残念ながら中身はカラーにはなっていない、白黒になってしまっているが、少なくともこのわかりやすい版については1,500部ぐらいつくっていききたいと思っているが、皆さんで活用いただけるように、希望があれば学校等でもお配りできる部数を今回用意したいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、多摩市市政施行50周年記念事業基本計画の策定について、市側の説明を求める。

田島企画課長 それでは、市政50周年記念事業の基本計画を4月頭に策定したので、ご報告させていただく。こちらについても、計画のデータを入れているので、ごらんいただけると思う。

計画の中の4ページになるが、50周年を迎えるまでのスケジュールというページをごらんいただければと思う。そちらに書かせていただいているが、ご案内のとおり2021年11月1日に市政施行50周年を多摩市は迎えるので、これに向けて記念事業を実施していく準備を今しているところである。平成30年1月に基本方針はつくったが、今回は基本方針を受けて具体的にどのような内容で進めていくかという骨格部分をこの基本計画の中に入れた。この計画の4ページにある、今ごらんいただいているスケジュールのところの下に図式化しているの一番わかりやすいかと思うが、今2019年度になっている。2021年度に向けて、こちら縦軸になっている式典から記念誌まで、これが基本的には記念事業という位置づけをしている。式典については、こちら2021年度中にディテールを行っていきたいと思っているが、ご案内のとおり2021年度がちょうどパルテノン多摩が改修事業を迎える時期でもあるので、実際に記念式典をどのタイミングでやるのか、またどの会場でやるのかについても、今関係所管課とも調整しながら、次の段階でつくっていく実施計画の中に落とし込みをしていきたいと思っているので、今の段階では、申しわけないが記念式典の実施時期、実施会場については、この基本計画の中では未定とさせていただいている。

次の箱のPRというところについては、こちらについては50周年の記念事業に使うキャッチコピー、ロゴマークをつくっていきたいと思っているところである。こちら具体的には7ページに書いてあるが、キャッチコピーとロゴマーク、今まずキャッチコピーを決めた上でロゴマークを決定していきたいと思っていて、キャッチコピーをこの3月、4月に募集をかけた。市内外から410の応募があり、その中から、こちらは記念事業については若手職員がワーキングチームをつくって今具体的な検討をしているので、若手職員のほうで6つの案に絞って、その案について市内の34の公共施設で、この5月に市民応募をしていただいた。その中で投票数が多かったものを今回決定させていただき、こちらの方で決定したところである。資料には書かせていただいているが、「くらし・たのし・多摩市」という「し」で韻を踏んでいる単語、これが若手職員の中でも一番好評だ

った。また、公共施設で行って1,500の応募があったが、そういった市民の方からの好評もいただいたので、「くらし・たのし・多摩市」というこれをキャッチコピーとして先週市長決定をもらったところであるので、こちらについては7月5日号のたま広報で掲載し、また、このキャッチコピーを使ったロゴマークを次は決めていきたいと思っているので、7月20日号の広報で募集をかけて、7月20日から9月20日の2カ月間の募集をかけていきたいと思っている。こちらのキャッチコピー、ロゴマークをことしの12月までには決定し、できれば1月1日号のたま広報で発表していきたいと思っている。このロゴマークのほうの審査は一般公募していくのだが、審査の過程では、デザインに精通した審査員の方に審査をお願いしたいと思っているので、市に由来のある漫画家の方、またサンリオピューロランドの館長の方、日本アニメーションのデザイナーの方、こういった方々に審査員になっていただいてロゴマークを決定していきたいと思っているので、決まったロゴマーク、キャッチコピーを使って来年1月1日以降PR事業を行ってまいりたいと考えている。そちらが4ページのPRのところである。

あと市の主催事業、市民事業、市民提案事業といったことを、この記念事業の中で行っていきたいと思っている。市の主催事業は直接市が行っていく事業と考えているので、今、先ほど申し上げた若手職員が中心となって行っているワーキングチームのほうで具体的内容を検討してもらっているので、そちらに基づいて、来年度がちょうどプレ年度、前年になるから、プレ事業を行い、翌々年度、2021年度に具体的な事業を行っていきたいと思っている。

市民事業についても、こちらも今多摩市文化振興財団に委託をしているところであるが、コーディネーターの方を多摩市文化振興財団で決めていただいて、そのコーディネーターの方を中心に今後コアメンバーをつくり、またさらに市民メンバーを公募していきながら、こちらの市民事業のほうは具体的に市民の方の発意、アイデアで行っていただきたいと思っているので、こちらについても具体的な企画がちょうど今出てきているところであるので、今後実際に、ことしできればこの市民事業はどんどん事業をや

っていくことでほかの市民の方、市内に広く周知をかけていきたいと思っているので、プレプレ事業を今年度から事業展開していきたいと思っている。

市民提案事業については、市民の方々、また市民団体、NPO等に行っている事業を市の姿勢施行50周年記念という冠を付して、市のほうで後援したり、先ほど申し上げたキャッチコピー、ロゴマークを使ったPRグッズ等もできればつくってきたいと思っているので、そういったものも活用いただきながら、この50周年の記念事業を各団体の方々等が行っているイベント等でもぜひ使っていていただき、この50周年を広めていただきたいと思っている。

最後に、記念誌である。記念誌についても、この50周年でつくってきたいと思っているが、こちらについてはおおむね記念誌編集委員会という専門家の方々に集まっていたり準備編集委員会で内容を今精査していただいているところであるので、こちらのほう、特に市政施行になってからのところを厚く記念誌として編集いただきたいと思っている。こちらについても、できれば教育現場等でも使っていただけるようなそういった構成、体裁でつくってきたいと思っている。

以上が基本計画の内容である。

- 松田委員長      市側の説明は終わった。質疑はあるか。
- あらたに委員      記念誌の話で少し気になったのが、確かに紙媒体で記録が残るのも大事かと思うが、昨今結構動画であったり、そういう記録をきちんとそういったところを出されていて、後世の人たちに伝えていくという媒体も必要なのかなと思っているが、今そこら辺は考えていないのか。
- 田島企画課長      今いただいたようなご意見も編集委員会から出ているので、具体的にデジタルアーカイブのようなものもぜひ取り入れていきたいというご意見をいただいているので、今後具体化していこうと思っている。
- 板橋委員      50周年とパルテノン多摩の大規模改修の時期が、できればパルテノン多摩の新たな改修と絡ませながらというのが一番理想的なのだろうが、その辺の見通しはどのように考えているのか。
- 田島企画課長      今、委員からあったような意見は、内部でも出ている。先ほどの基本計

画の中でごらんいただいた4ページにあるように、2021年度を50周年記念事業の実施期間とし、年度を4月から3月を区切って記念事業の実施期間、これは基本方針の中で決定している内容であるので、基本的にはこの年度の中ですべての記念事業を行っていききたいと当初考えていた。ただし、いただいたように記念式典をパルテノン多摩で実施していくとなると、この記念事業の実施期間中におさめるのは相当難しいことになっているので、まだ検討している段階であるが、この実施期間を若干ずらすなどして、パルテノン多摩の完成が、この表でいくと2022年の夏までにはおおむねグラウンドオープン、全館がオープンできそうだといいところもいただいているので、そのパルテノン多摩のこけら落としというか、グラウンドオープンに合わせて記念式典をやるという選択肢も含めて今この記念式典の実施については、実施時期、実施会場について検討してまいりたいと思っている。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3番のふるさとTAMA応援寄附金（ふるさと納税）の状況について、市側の説明を求める。

田島企画課長     それでは、企画課として最後の案件になるふるさとTAMA応援寄附金、いわゆるふるさと納税について、毎年この6月議会で前年度と、また今年度に入って4月、5月の状況を報告させていただいているので、こちらで報告させていただく。

まず1番が今年度の寄附実績。こちらはまだ4月、5月の2カ月間の実績になるが、これまでに16件、89万5,000円の寄附をいただいている。こちらについては平成30年度の同時期が24件、93万6,000円であったので、若干額、件数が減っているが、おおむね例年並みかと思っている。

大きな2番が、過去5年間の寄附実績で、特に平成30年度が一番下段になっている。件数としては286件で、寄附金額が一昨年度、平成29年度が1,200万円ほどだったが、昨年度については6,400万円ほど頂

戴したところである。こちらについては、細かく書いていないが大口の寄附が、毎年100万円単位の寄附はあるが、この平成30年度については1,000万円の寄附ともう一つ4,000万円ほどの寄附、こちらの2件でおおむね5,000万円いただいたので、そちらを控除するとおおむね寄附実績としては例年より若干多いぐらいかなと思っている。

3番目が、ここで6月1日から新たにふるさと納税については指定制度に移行した。報道でも発表されているが、多摩市についてもこの指定制度について手を挙げて申請して、このふるさと納税の対象となる地方団体として総務大臣から指定をいただいたところであるので、こちら指定をいただくと、これまでどおり所得税と個人住民税の控除対象となることになるので、この指定制度が6月1日から来年の9月30日までの1年4カ月になるので、今後については1年ごとに更新がかかっていくことになる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番目の「窓口業務の見直し方針」に基づく、令和元年9月からの取り組みについて、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 「窓口業務の見直し方針」に基づく取り組みとしては、平成30年度から段階的に進めておるところで、随時ご報告をさせていただいているところである。第2弾の取り組みというところでは、5月5日号のたま広報でもお知らせをさせていただいたところ、資料で言うと2ページのところに5月5日号のたま広報を載せさせていただいているが、本庁舎の土日部分開庁やコンビニ交付、出張所の一部業務等開所日の見直しをセットで行わせていただいているが、これに追加する取り組みを2の(4)にまとめさせていただいているので、こちらについてご報告をさせていただく。

まず①に書かせていただいているが、休日窓口に来庁された市民の皆様様の動線確保とセキュリティ強化という観点から、本庁舎に機械警備を導入する。こちらについては後ほど資料でご説明させていただきたいと思う。

②③が本庁舎1階の売店に関する取り組みであるが、こちらについては売店も土日部分開庁に合わせて第2土曜日と、第4土曜日の翌日の日曜日



に営業していただくというところと、コンビニと同様に収納代行サービスをやっていただけることになった。これによって平日はもちろんのこと、土日開庁をしている日にも市税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等のコンビニ収納をやっている税目のほか、電気やガスといった公共料金も市役所でお支払いいただけることになる。④では、そのコンビニ収納をやっている税目に関してであるが、納期限内であれば出かけることなくスマートフォンで決済いただけるアプリ「P a y B」というものを多摩市においても導入を始めると。この①から④の取り組みを5月5日号のたま広報でお知らせした内容に追加する形で9月から行っていきたいところである。

3番のスケジュールは、それらを含めて表形式にしてお示ししているところである。

本庁舎の機会警備については、総務契約課長から補足で説明をさせていただきます。

櫻田総務契約課長　こちらの①の休日窓口に来庁される市民の動線の確保とセキュリティ強化を目的として、本庁舎の機械警備導入になっているので、庁舎の維持管理の面から総務契約課から説明をさせていただきます。別紙をつけさせていただいているので、そちらのお手元の資料を見ながら私のほうで説明させていただきます。

この内容については、今お話しさせていただいたとおり、来庁される市民の方の動線の確保、あと本庁舎のセキュリティの強化から、執務スペースのところに機械警備を導入する内容になっている。こちら庁舎管理員ということで日々対応している職員が巡回しているが、その人的な警備に加えて、機械警備も導入するという内容で対応させていただきます。

こちらは先日公募型によって受託者がセコム株式会社に決定いたしているところである。具体的な警備方法であるが、A棟、B棟のフロアごとの執務スペースに機械警備のエリアという形で設定させていただいている。内容については、赤外線、熱センサーという形で設置しており、誤侵入とか不法侵入を未然に防ぐためにエリアごとの廊下等に、近くに近づいたら音声で警戒区域に入る、注意してほしいという形で音声による装置の設置

と、耳が不自由な方等もおられるので、目でわかるような形でのパーティション、あとは案内板などによってこちらのほうの警備しているところとしていないところの区域を確認できるような形で設置を併用させていただくように今準備を進めているところである。そのほかに地下の文書庫のような重要保管場所については、電気錠で不法侵入を防止するような形での対応を今進めている。警備の開始、解除については、庁舎管理の一括の管理に加えて、本庁舎の職員個人個人に磁気カードを貸与することで今進めているところである。

今回もう一つ別添でエリアの地図を案という形で1枚つけさせていただいているが、執務スペースというところにだけ機械警備を行うような形、これ今皆様にお示しさせていただいているのは、4階になる。皆様方、このフロアのところである。通常皆様方の議会の控室のところについてはなっていないが、議会事務局の執務のところにエリアという形で、設定すれば機械警備がかかるような対応をさせていただいている。今議会事務局と調整させていただいており、正副議長室、今そちらではエリアに入っているが、中のドアで行き来できるということから最初はエリアを設定させていただいたが、議会事務局との調整の中で、正副議長室についてはエリアの外にするように今進めているので、実際には事務局の職員がいる執務スペースのところのみ4階はかかるような仕組みになっている。このような形で各階のフロアごとに執務スペースのところに機械警備がかかるような形で対応を今進めているところである。

3番の機械警備の開始までの対応であるが、工事であるが、6月22日、先週の土曜日から進めさせていただいている。音が響いたりするので、皆様方窓口にこれから部分開庁しているとき、あとは会議等入っているところを避けるような形で今進めており、今週には全庁舎にこのような形であるということでスケジュールをお示しする予定になっている。業務に支障を来さないような形で工事を進めていきたいと考えている。そのほかに、庁舎の職員に対しては説明会を予定している。8月上旬ということで今考えている。実際に最初のページにもあったが、開始の時期は9月からということで、9月1日は防災訓練になるので、9月2日の月曜日から対応す

るということで今進めているところである。市民の方々の参加するような会議、301会議室、302会議室といったところについては、市民に影響を来さないように動線の確保を考えながら対応していくように進めていくので、ご理解とご協力をよろしく願います。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 売店が第2土曜日と第4土曜日の翌日曜日、いわゆるコンビニと同じような形で交付されるということで、マイナンバーカードを使ってやるのか。

小柳行政管理課長 コンビニ収納であり、コンビニで収納できるようなバーコードのある納付書の収納を取り扱っていただけるということであり、売店にはマルチコピー機は置かれないので、コンビニ交付は予定していない。

安斉委員 要するにお金の納めるといったことだけができるということか。

小柳行政管理課長 はい。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午後 3時01分 休憩

---

午後 3時20分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を開く。

5番、電動キックボードの実証実験について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 地域の回遊性の向上や活性化などといった課題解決に向けて公民連携の手法で取り組んでいるものである。直前のお知らせになってしまい恐縮であるが、4月18日に株式会社Luupと多摩市を含む5自治体で連携協定を結ばせていただいた。今回その協定に基づいて実証実験を予定しているの、そのご報告である。

まず第一弾であるが、これ事後報告のような形になってしまっていて恐縮であるが、6月22日、先週の土曜日に実施させていただいた。当日はあいにくの空模様ということで10時から12時ぐらいと、12時から1時ぐらいまで中断して、また1時から2時ぐらいまで合計3時間ほど行わせて

いただいたが、30名ぐらいの方に乗っていただいて、その方たちにアンケートをとることを第一弾として行わせていただいた。

今後第二弾としては、多摩センター夏まつりと同時に実験を行えばと考えているし、桜ヶ丘エリアなどでも検討していきたいと考えていて、段階的にその実験エリアを広くして、将来的には電動キックボードに内蔵されているGPSデータを活用しながら、その回遊性、こういったニーズがあるのかをつかんでいって、将来的な実装を目指していければと考えているところである。

また、今回と同様随時サイドボックス等に情報を載せさせていただければと思うのでよろしくお願いします。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 これは例えばパルテノン多摩大通りや公園、普通の道路、歩行者専用道路を乗るのか、それとも車道なのかお伺いする。

小柳行政管理課長 現在電動キックボードの道路交通法上の位置づけは、恐らく電動スクーターに位置づけられ、車道でヘルメットをかぶって乗っていただかなければいけないような乗り物に分類されるのではないかとこのところである。それを今回は公園の中、仕切ったところであったので、ヘルメットをかぶらず免許もなしで乗っていただいて体感していただいたというところがあり、また、株式会社L u u pは電動アシストつき自転車と同じように、自転車・歩行者と同じところを乗れるような乗り物になればということで活動に取り組んでいるところである。パルテノン多摩大通りでも、ペデストリアンデッキでエリアを区切って実験できればと考えているところである。

安斉委員 これスピードはどのくらい出て、制限はどのくらいなのか教えてほしい。

小柳行政管理課長 6月22日のときには最高速度を時速15キロメートルに設定したものと時速10キロメートルぐらいに設定したものをご用意させていただいた。というのは、機械がそういった制御ができるようになっていて、手元のパソコンでこの個体は時速何キロメートルまで出せるかを制御することによって危険性を排除していくというところがあるが、最高時速20キロメートルぐらいまで出そうと思えば出る。それを時速15キロメートルとか時速10キロメートルに制限したもので実証実験をさせていただいたと

ころである。

折戸委員 この実証実験にかかる費用はどのくらいなのか。

小柳行政管理課長 多摩市の持ち出しはない。株式会社L u u pの負担でやらせていただいているところである。

松田委員長 6月22日だとおととい実証実験をやったわけであるが、実は地元の間はこれを行っているのを知っていて、どうなったか後で非常に気になっていて、6月22日にやった様子はどうだったのか。例えば先ほど時速15キロメートルと時速10キロメートル、これはリミッターのようなものが設定すればかかるわけである。どのような感じだったのか伺いたいと思う。

小柳行政管理課長 30名弱の方にお乗りいただいたが、やはり皆さん最初怖いというような印象を持たれるが、実際乗ってみるとすぐ乗れてしまうというところで、逆に小さなお子さんなども、乗りたい、乗りたいと言って泣いてしまったりするようなお子さんがいたりした。ただ、今回は16歳から69歳までの大人の方というところでやらせていただいているので、時速15キロメートルというところでは、若い方にとってみると遅い、もっと速くてもいいのかなという感じがあるかもしれない。ただ、人とすれ違うことを考えたりすると時速15キロメートルから時速20キロメートルになると少し怖いかなという印象がある方もいらっしゃるかなと感じた。

松田委員長 今回これを見ると、株式会社L u u pが4市と1町と協定締結であるが、多摩市は遊歩道が多いからかと思ったが、ほかの市も全部そういうところに営業をかけているのか。その辺の経緯を伺いたいと思う。

小柳行政管理課長 今、委員長が言われたとおり、多摩市の場合歩車分離になっていて、ペDESTリアンデッキの延長が40数キロメートルあるというところもあるし、広い公園があるというところで、株式会社L u u pのような電動キックボードの実証実験に向いているのではないかということでこちらからお声がけをさせていただいて、株式会社L u u pのほうでも興味・関心を持っていただいたところがある。浜松市などではフルーツパークというような施設の中での移動と聞いているし、駅から各施設への移動という、それぞれ自治体ごとに課題を持っていて、そこに当てはめたいというか活用

を考えたいところが株式会社L u u pに投げかけてということだと聞いている。

松田委員長 多摩市でも、例えばイメージとして最終的にこれを利活用できるかという検討までするのか、今回単なる実証実験で終えるのか、その辺をこの先どう考えているのかがあれば伺いたい。

小柳行政管理課長 多摩中央公園の中にいろいろな施設があるので、その施設間の移動、駅から中央公園のほうは坂になっているので、そういったところの移動が快適、楽しみにつながるというところでの手段として電動キックボードが有効ではないかと思っている。そういったところに使えるかどうかは、先ほど申し上げた道交法上の区分が例えば電動アシストつき自転車にならないとということもあるので、そういったことになるのかどうかの実験に協力して行って、ぜひ多摩市でも株式会社L u u pのような電動キックボードでの移動が導入できればと、多摩市としても思っているところである。

あらたに委員 今のお話を聞いていると、道交法でどちらに所属しているかはっきりしていない段階において、パルテノン多摩大通りはいわゆる私道ではなくきちんとした道路としているわけであるが、警察のほうは今回のこれについて何か言われているのか。

小柳行政管理課長 今回の中央公園のところについても、多摩中央警察と交渉し、確認を得てから実験をさせていただいているところであるが、パルテノン多摩大通りでやるに当たっては、まだ具体的な調整はこれからであるが、警察の許可を得て行っていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番目、「多摩市版P F Iガイドライン」の改定について、市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 それでは、6番から行政管理課の案件があるので、順次ご説明をさせていただく。6番の「多摩市版P F Iガイドライン」の改定について、担当課長の松田課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

松田資産活用担当課長 それでは、「多摩市版P F Iガイドライン」の改定についてご説明

をさせていただく。「多摩市版PFIガイドライン」については、公共施設の再編等に当たって民間の資金やノウハウを活用するため、PFI手法導入に関する手続や考え方を整理したものである。平成27年3月に策定している。今回の改定は国からの要請による優先的検討規定、また民間提案制度の見直しなどによりPPP手法全般の積極的な推進など、民間事業者からの積極的な提案を促すことを目的とするものである。

2番、主な変更点であるが、3つある。まず1つはタイトルである。「多摩市版PFIガイドライン」となっていたが、PFI手法のみならずPPP手法全般を積極的に推進するという観点から「多摩市版PPP/PFIガイドライン」と改定させていただいた。

2点目、優先的検討規定の見直しである。国からの要請もあり、公共施設の整備等を行うため基本計画等策定時や公共施設の新設、更新、運営等を見直す際はPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するといった規定を盛り込んでいる。

3点目、民間提案制度の見直しというところで、アイデアレベルである民間発案、これを新たに定義することで幅広いアイデアの募集が可能になり、また、民間のアイデアを知的財産として評価し、法人格を持たない団体等からの提案も可能とすると。今までPFIガイドラインの中では、PFI法の中で、第6条で民間提案という制度があった。この中では法人格を持たない事業者からの提案は対象外というような形だったが、今回は法人格を持たない団体からのアイデアも知的財産と評価して、これを評価していくというようなことで考えている。また、独自性のある民間提案・発案を行った事業者の採用を可能とすることで積極的な提案・発案を促していくと。独自性のある提案を行った事業者に対しては、その提案を評価するとともに、インセンティブなども付すようなところを考えている。これによって、より独自性のある提案が市になされていくと考えている。

本編もつけさせていただいていたが、主な改定点については以上3つである。こちらについては、5月に市の決定で、「多摩市版PPP/PFIガイドライン」というような形で更新をしている。こういったことを行うことによって公民連携の促進、また各事業の特性に応じてというところには

なるが、公民連携の手法を積極的に展開していきたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 質疑というよりも意見であるが、アイデアをいただくというのはインセンティブを付すというような話もあったが、私も、国の流れがPFIに流れていくのを重く受けとめる。民間に任せられないものも任せてしまうことがありはしないかと懸念している。ただ、パルテノン多摩については、この活用を考えて調査を行ったわけであるが、それが合致しなかったというか、そういう中で市が直に改修なり、構想を考えることも含めて市が従事するようになったことはいいことだと思うが、そうした懸念を持つということでお伝えしておきたいと思う。

松田資産活用担当課長 説明の最後のほうでも申し上げたが、公民連携の手法については積極的に導入していきたいと考えているし、公共施設の見直し方針と行動プログラムの中でも、プログラムの展開手法として公民連携の活用は位置づけられているところである。しかしながら、事業の特性に応じてというようにところもあるので、その特性がどこにあるのか、また民間との連携によってどのような影響が出るのか、いい影響なのか悪い影響なのかも評価しながら進めていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番目、豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設における市民対話の状況について、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 それでは、豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設における市民対話の状況について報告をさせていただく。今回の一般質問の中でも豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設に関する質問があったように、豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設については、平成25年に策定した公共施設の見直し方針と行動プログラムにおいて統合の上廃止の方向性を公表させていただいた。その後、平成26年6月市議会で市民や利用者の方から提出された施設の存続を求める陳情が採択されたことなどを受けて、統合の上廃止の方向性



は一旦立ちどまって大規模改修の時期までに市民や利用者の皆さんと対話し、検討することとしている。豊ヶ丘複合施設・東寺方複合施設における市民対話は今継続しているところであるし、一般質問の中でもご説明をさせていただいたが、改めてここで整理をさせていただき、ご報告をさせていただきます。

まず豊ヶ丘複合施設についてである。平成29年8月から市民との検討を開始している。豊ヶ丘複合館存続の会との共催によって豊ヶ丘複合施設の今後を考える市民ミーティングを開催していて、全部で7回、延べ272人の参加があった。ことしの5月から市民公募により市主催で豊ヶ丘複合施設市民ワークショップでの検討を開始している。これまでに2回、1回分科会なども行っているので、合計3回ほど開催しているところである。

今後については、ことしの10月までに豊ヶ丘複合施設市民ワークショップを開催して市民ワークショップの検討結果をまとめ、報告書を作成する予定である。

東寺方複合施設については、平成30年10月から検討を開始して、主催は市と東寺方複合館の存続を考える会、東寺方自治会との共催である。これまでに3回開催していて、延べ136人が参加しているところである。ことしの10月ごろからワークショップを開催したいと考えていて、2020年10月ごろに市民グループの検討をまとめた報告書を作成するところである。

想定スケジュールの中では、大規模改修の時期は1年豊ヶ丘複合施設のほうが早いところもあり、1年ずれたようなスケジュール感になっているが、十分にこうした市民対話を行いながら行動プログラムを進めてまいりたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番の学校跡地施設について、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 学校跡地施設についてである。こちらについては、毎議会ごとに

学校跡地の状況をご報告させていただいているところである。

まず1点目、旧南永山小学校跡地である。校舎・体育館等の解体工事実施設計業務委託契約を6月上旬に締結している。履行期限はことしの11月末までである。本年度解体の設計を行って、来年度2020年度に校舎体育館の解体工事を実施する予定である。

2番目、旧西永山中学校跡地。東京都による都営住宅の外構工事を今実施中である。入居についてはことしの秋と伺っている。また、市による西永山福祉施設の整備工事を今実施中であり、これも同じく秋に入居する予定である。

3点目、旧中諏訪小学校跡地（グラウンド）の部分である。東京都は都営住宅の建て替えについて、2019年、ことしの4月中旬に近隣へ工事の説明会を行っている。建設工事に着手していると伺っている。完了は2021年度の見込みである。

4点目、旧北貝取小学校跡地。こちらについては、ことしの4月に活用基本方針を決定している。今議会に設計の補正予算を計上させていただき、お認めいただいている。本年度から来年度にかけて基本設計、実施設計を行い、改修工事、そして2021年度には竣工、開館の予定である。今後の予定等の詳細については、くらしと文化部から子ども教育常任委員会協議会で説明をさせていただく。

5点目、旧西愛宕小学校跡地である。ことしの3月議会定例会において、校舎側用地の財産処分に関する議案を原案可決させていただいた。東京都には約11.2億円で売却している。3月11日付で東京都と土地売買契約を締結し、所有権は既に移転している。東京都は都営住宅の建て替えに向けて、ことし2月にかけて東京都の建て替え工事についての契約を順次行っていくと伺っている。

6点目、旧東永山小学校である。こちらについては、こちらも前回の議会で旧多摩ニュータウン事業本部用地との土地交換を議決をいただいたところである。土地交換については、ご案内のとおり2021年9月末までに実施する予定である。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 旧南永山小学校跡地のことであるが、ここは今消防署が仮庁舎として使っているわけであるが、グラウンドの部分をいろいろ地域の方たちが活用されておられるわけである。この使用については、恐らく年が明けて2020年3月までは使えるのかその確認と、それから実はここを使っている方たちから、その後の計画がどうなっているのかを聞かれたことがあり、私は、その後の活用についてはまだ本決まりに決まっていらないと答えてはいたが、その後の検討をどのような形で進めていかれるのか、そのあたりを伺いたいと思う。

松田資産活用担当課長 ご説明させていただいたように、今年度南永山小学校跡地については解体の設計である。来年度当初予算に解体工事の予算を計上させていただき、お認めいただいたら、来年度解体工事に着工する予定である。お認めいただけたら4月から契約準備等に入って、通常だったら6月から7月ぐらいに解体事業者と順調にいけば契約ができるという中では、工事の着工は6月から7月と思っている。当然工事の着工が始まると、グラウンド部分の安全性という面から、市民活動は停止させていただきたいと思っている。いつまでというめどの区切りでは、今年度いっぱい活動は終わりとしていただきたいと考えている。解体工事が終わった、今後の活用については、行動プログラムの中では、解体後については民間活力による有効活用を図っていくということで考えている。具体的な活用方針は未定であるが、南多摩尾根幹線に接道しているというような立地を考えると、そういったところでまちづくりに寄与するものになってくるかと想定している。それまでの間、暫定活用は行わないような形で考えてはいるが、今の時点の検討の状況ではそのとおりになっている。

安斉委員 資産の有効活用をするというのは一つの方向だとは思いますが、その一角をやはり市民に活用させてほしいという市長への要望も出ているようであるので、私はやはり、暫定活用を行わないというその期間はともかく、その後の施設の活用のされ方についても、できれば住民の皆さんの要望も聞きながら考えていただくことが一番よくないかと、これは個人的にであるが、思っているところである。それだけお伝えしておく。

板橋委員 ここに上がっていないが、旧西落合中学校体育館、今図書館本館として

活用しているところの体育館に文化財がたくさん入っていて、それは旧北貝取小学校に全部移動するというお話だったが、その後の体育館があいてくると、また新たな市民要求が上がってくるのではないかと思うが、市側の方針、早目にそれなりの市の考え方を示す必要があるのではないかと思うが、どのように考えておられるのかをお聞きする。

松田資産活用担当課長 ご案内のとおり今、旧西落合中学校体育館には文化財が入っていて、そちらについては今回お認めいただいた旧北貝取小学校を整備する中で、そちらに集約していくところである。今現状の旧西落合中学校体育館がその後使用に耐え得るものなのかどうかの検証はしていないが、旧西落合中学校自体、今図書館が暫定で使っていて、2022年秋には本館が完成する見込みという中では、本館の機能もそちらに移っていきたく思っている。では、2022年秋以降に旧西落合中学校跡地をどう活用していくかについては、これからの検討となるが、こちらでも議場の中では何回かご説明・ご答弁させていただいているが、多摩センター地区は文化、芸術、商業用というような位置づけの中では、旧西落合中学校も、中学校だったこと、また今図書館という社会教育施設であることも考えると、教育的要素を含めた活用となってくると思っている。また、今後どのような方向で、どのような手法で土地を活用していくかは未定であるが、また検討の状況を議会とも相談させていただきながら進めていきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、9番、シティセールス事業の進捗について（平成30年度の取り組み状況・実績と令和元年度の取り組みについて、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 シティセールス事業の進捗については、常任委員会で毎回ご報告をさせていただいているので、今回もご報告させていただく。

平成30年度の取り組み状況・実績と令和元年度の取り組みである。ご案内のとおり多摩市シティセールス戦略に基づいて前年度シティセールス元年ということでいろいろな取り組みを行ってきた。庁内の事業から87事業ヒアリングを行って、その中から何点かシティセールスの視点で

戦略的に広報PRを行ってきた。代表的なものは、ハロウィンやイルミネーション、それから農業支援ということで多摩市産のアスパラガス栽培について積極的なPRをさせていただいた。市内の大学生向けのプロモーション開発ということで市民ワークショップを行い、市と大学生の絆をPRするためのチラシ、ポスター、広告、「ただいま！たま！」と書いてあるものであるが、作成させていただいて、市内外の大学あるいは近隣の企業に張ったり、あるいは駅にも張らせていただいているところである。職員に向けてはシティセールスの意識啓発ということで庁内研修あるいはメールマガジンの発行となっている。戦略に基づく取り組みを全庁的に進めるための推進体制として、各部から1名課長職を出してもらって、庁内体制を構築した。議会月を除く毎月1回開催して、多摩市シティセールス推進調整会議という会議体であるが、情報共有や課題の共有、それからどうやって進めていくか、あるいは戦略の見直し等をここで検討するというものである。ハロウィンやイルミネーションについては、ウェブ展開を今年度行ったということで418%増ということで情報が拡散して、来場者もふえているところである。アスパラガス栽培については、東京MX、TBSのNスタ、フジテレビのLive News it!などに取り上げられて、広告換算でいけば8,800万円程度の効果が得られたところである。

令和元年度・今年度の取り組みであるが、引き続き戦略的な広報活動を継続して行っていくこと、市内の大学生向け事業の継続展開ということで、仮称であるが大学生新聞、小学生新聞のようで格好悪いが、大学生と一緒に作るPR誌のようなものを年3回つくっていきたいと考えている。また、職員に向けた意識啓発活動も引き続き行いつつ、特に戦略的な広報の中では、選ばれるまちに向けて多摩市のイメージアップあるいは他自治体との差別化を進めるためにプッシュ型の広報、これは一定程度の広告費を投下して20代から30代の若い世代をターゲットにして、例えばビジネス誌であるとか、あるいは住宅系のウェブサイトなどに投稿して多摩市の印象、価値をストックしていただけるように情報発信していくと。内容については、聖蹟桜ヶ丘の北地区の再開発あるいはニュータウン再生、多摩センター地域の今後の再整備の状況、これらを一つの多摩市の価値として

アピールしていく、大変いいまちなのだと、これから発展性がある、これまでの50年、これからの50年を見据えた価値を発信していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 桜ヶ丘の北側の開発というのは、そこにやはり事業者がいるわけであるが、やはりイメージ的には事業者の宣伝力はものすごく、電車内や新しいマンションのPRをまちのPRと一緒にやっていただけるといえるのか、電車などに乗っていて、私は非常に感じるが、その内容が今市としては開発業者とPR戦略を、モデルルームがいつぐらいにできてといったことスケジュールに合わせてPRをやっていくとか、そこら辺の話題はあるのか。

尾崎広報担当課長 これからその辺のすり合わせを都市計画課ともしながら、また情報としては出せる情報、出せない情報、地権者の問題、いろいろあるので、その辺はすり合わせをしながらトータルで多摩市が変わっていくところを見せられるように考えていきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、東京2020大会自転車競技ロードレース大会の気運醸成施策について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 秘書広報課が行っている東京2020大会自転車競技ロードレース大会の気運醸成施策についてご報告をさせていただく。資料の1ページ目が広報のほうで行っている気運醸成、2ページ目については、オリンピック・パラリンピック推進室のほうで進めているものをまとめさせていただいた。

私どもが進めているものであるが、既に「せいせきさくらまつり」あるいは「多摩センターこどもまつり2019」でチラシの配布、あるいは固定式の自転車試乗体験、市内コースの走行体験を100名の方に体験していただいて、昨日、一昨日には市内のコミュニティセンター、大栗川・かるがも館、からきだ菖蒲館、ひじり館、貝取こぶし館でイベントを行ってきた。こちらについては、同様に固定式の自転車試乗体験プラス元ロードレースの選手によるトークショー、あるいはジャーナリストのトークショ

一も行ってパネル展示あるいは54年前のナショナルチームの自転車を展示するなど行ってきた。同時に今回のイベントと、それから多摩市のロードレースがやってくることをPRするための交通広告をさせていただいた。6月17日から23日、こういった形になるが、魂込めて応援プロジェクト、私たちの声が国境を越えるとき世界中が多摩市民に嫉妬するというこことで、きのうまさにジャーナリストが多摩市にロードレースが来るのが非常にうらやましい、すぐそばを世界のトップアスリートが通っていく、こんな機会はないだろうというところで褒めていただいたし、世界中に多摩市がアピールできるいい機会なのだろうなと感じた。

同時に、この多摩市に、多摩市自転車ロードレース観戦ガイドブックを作成した。これは議員の皆様の中にもポスティングさせていただいたし、サイドボックスのほうにも上げさせていただいている。

今後は7月13日、パルテノン多摩で現在やっている乞田鍛冶の展示とあわせて共同協力事業ということで、きのうおとといやったものの少し大きいバージョンで実施させていただこうと考えている。ちなみに一昨日と昨日のイベントでは、足立区、八王子市、三鷹市、昭島市、川崎市、東久留米市、府中というところから市外の方からも来ていただいたし、議員にも何人か来ていただいて、どなたとは申し上げられないが、体験されて非常にひざが大爆笑されている議員もおられて、体験しトークショーを聞くことで、これほどロードレースがおもしろいものだとは知らなかった、たくさんの人に広げていきたい、自分も広報していきたいというお声をいただいている。こちらのガイドブックについてはたくさんあるので、何かイベントや地域のお祭りで配布したいということがあれば、お申し出いただければお渡しすることができるのでよろしく願います。

小林スポーツ振興担当部長 今秘書広報課のほうの事業の説明をさせていただいた。参考としてオリンピック・パラリンピック推進室が行っているのは資料に記載しているのでそちらでお読み取りいただければと思うが、お時間をいただくのは、今回6月20日のたま広報の中に折り込んだテストイベントの関係であるが、こちらのイラストがロードレースのイラストとは違うイラストを記載していたことがあり、これについては市民の方から電話、メール

でご指摘いただいたりしたところである。今、作成したものについては修正ができないが、ホームページ上にはイラストに誤りがあったことの説明をして掲載しているのと、あと差しかえが終わったら、こちらは差しかえたものをホームページ上に掲載するというで現在準備をしているところである。金曜日に各議員の皆様には議会事務局を通じてお知らせしたところであるが、そのようなことがあったことを報告する。申しわけなかった。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 私も昨日のイベントを2時間まで参加させていただいたが、非常に好評だったなと思った。固定自転車試乗体験であるが、この機材は多摩市が持っているわけではなく、組織委員会等からお借りして開催しているのか。

尾崎広報担当課長 こちらのロードレース大会の気運醸成事業ということで昨年12月の補正予算で計上させていただいて、事業者と契約している。その事業者が用意したものである。

藤條委員 それはイベントごとに事業者にお願いして持ってきてもらって運営をしているということか。

尾崎広報担当課長 そのとおりである。

藤條委員 7月13日に行われるパルテノン多摩のイベントであるが、元ロードレース選手トークショーは大体何時ごろ行われる予定なのか知りたい。ちなみにゲストは、きのうのイベントだと全日本選手権の前で現役選手は難しかったかと思うが、7月13日あたりはそういった選手を呼んでこられるのではないか。

尾崎広報担当課長 具体的な時間帯についてはまだ今調整しているところであるが、元ロードレーサーの栗林氏に来ていただく予定である。現役選手はなかなか、ツールドフランスもあるので、例えば別府3兄弟の一番下の弟の史之氏となると、金額的にも大変なことになると思って、今のところ元レーサーにお願いする予定である。1日5回程度ミニトークショーを展開する予定である。

藤條委員 次のページのエンブレムうちわを作成するということであるが、これは沿道の応援の方に配ったりという使い方をするのか。

小林スポーツ振興担当部長 こちらについては、沿道の方に配布もできるようにしたいと



思っている。

しのづか委員 7月21日にプレレースがあるが、その告知で、私の地元などはコースになっているのだが、当日日程が合ってしまうと、参議院議員選挙の投票日と重なるではないか。その間道路規制がかかるが、その告知はきちんと多摩市でしてくれるのか。

小林スポーツ振興担当部長 事前イベントの当日が今のところ参議院議員選挙と一致するので、告知は選挙管理委員会で準備をしているところである。

しのづか委員 それは具体的にどういう方法なのか、例えば聖ヶ丘などは聖ヶ丘小学校、ちょうどコースの目の前が投票所である。だから、一定の時間帯投票に来られないことが起こり得るので、そこはきちんと整理した中で、どの範囲まで告知するのか。沿道だけ告知しても、そこに来る人たちは全住民対象になるので、そこはきちんとポスティングをすとか、きちんとしたきめ細かい対応をとってもらわないと、選挙管理委員会だけで済む話ではないと私は思う。

小林スポーツ振興担当部長 今準備を進めているところでは、入場整理券の中に案内を入れることで準備ができないかということで進めている。

しのづか委員 それは時間帯を区切って、この時間帯は交通規制があるというご案内になるのか。

小林スポーツ振興担当部長 今文面について整理しているところであるが、交通規制があり、投票に行く時間が制約を受けることがわかる形のを準備する予定である。

しのづか委員 できれば選挙管理委員会だけではなくコミュニティセンター等いろいろな形で周知をしていただかないと、多分混乱してしまうと思う。わかっている人だけではないと思うので、いろいろな媒体を使ってでもいいから、多分予測されるので、そういう準備をしていただければと思う。

小林スポーツ振興担当部長 ご意見ありがとうございます。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、多摩市公契約条例の実施状況等について、12番、「平成

31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」及び「多摩市工事契約約款第25条第6項（インプレスライド条項）に関する市の対応について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 それでは、総務契約課より、まず多摩市公契約条例の実施状況等について説明させていただく。多摩市公契約条例にかかる平成30年度の実施状況と今後の取り組み等についてご報告させていただく。

まず1番目、平成30年度の実施状況についてである。件数であるが、工事21件、委託83件、指定管理7件という結果になっている。

(2) 公契約審議会の開催回数と議題について報告する。例年と同様に全5回実施させていただいた。1回目から5回目については、こちらの表のとおりになっている。1回目についてはアンケートを実施して、その状況の検証、そのほかに平成29年度審議会から課題と改善というのがあったので、その内容の整理、平成30年度今後の対応についての実施状況についてということで1回目を実施した。2回目は6月28日に実施して、労務報酬下限額の考え方についてご議論いただいた。第3回は7月30日、こちらと同様に労務報酬下限額の考え方について、2回目と同様に3回目についても一つずつ項目ごとにご議論いただいている。そして4回目、10月3日に、平成31年度の公契約条例の運用に向けた基本的な考え方ということで、1回目から3回目までの内容を整理して、翌年度平成31年度に向けての考え方の整理と、答申書（その1）ということで内容をこちらでまとめて審議した。第5回、1月31日に、答申書（その2）ということで、こちらも1回目と同様に審議し、平成31年度に向けての対応を審議いただいた。

(3) 事業者アンケートの概要。こちらについては、今年度平成31年4月26日から令和元年5月17日の間に平成30年度の公契約条例対象案件の受注者64者に対してアンケートを実施して、37者から回答をいただいた。回答率については57.8%になっている。調査の項目については、全10項目対象として挙げさせていただいて、毎年同じ内容質問でのアンケートの対応という形で実施した。

詳細については、1番目に公契約条例の理解度で、4つの中からどちら

になるかの選択方式で対応させていただいている。前年度と今年度の対比ができるように今回表にさせていただいたが、理解できている、まあまあ理解できているということで、今年度については97%ほどとなっており、おおむね皆さんに理解していただいているということで確認している。

2番目については、適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びついて成果とつながっているかという内容についても、成果があった、または今後成果があると考えるところで70%以上の方々に期待というか成果があったという対応で考えていただいているような結果が出ている。

そのほか、3番目については、工事・業務の質の向上につながっているかという問いに対して、工事・業務の質が向上した、または今後つながると考えるというところでも60%以上の事業者の方が期待いただいているという結果になっている。今後も今までと変わらないというご意見もいただいているところで、こういった内容については、審議会の中でも、項目ごとにどういったところが対応できないのか、個別で議論の中では話題に上がっていた。一部紹介すると、自分たち事業者は常に適正な労働条件を確保しているということに対して、業務の質を心がけているので、公契約条例の対象になってもならなくても、実際に自分たちはそういったところの視点で考えているのだという事業者もいたりする。そういった内容でつながっていないというご意見での対応ということであるので、実際に公契約条例をやっている、やっていないはともかく、市内の事業者は意識が高いということで、皆さん、審議会の委員の中でも確認しているところである。

そのほか、裏面に行って、4番目、地域経済・地域社会の活性化についてという問いに対しても、地域経済・地域社会の活性化につながったと考えられる、または今後つながっていくであろうと考えるというところでも70%のご意見をいただいているので、公契約条例に対する期待度が大きいのかなと思っている。そのほか、周知とか相談業務の内容、あと労務台帳の様式の改善などという意見も個別にいただいているところであり、審議会の中で一つずつ確認をしながら、今後の検討の材料を確認していった

いるという状況である。

次に、2番目、令和元年度の取り組みということで、(1) 想定件数である。工事については20件、委託79件、指定管理7件を予定している。

(2) の審議会の開催予定についても、今年度は例年と同じように5回を想定して開催する予定で今いるところである。表のとおり1回目については5月28日の火曜日に既に実施した。2回目については、今7月2日の火曜日15時から予定しているところである。内容的には、議題の内容は、例年と同じような内容で、先日やったアンケートをもとに課題の整理と今後の検討課題を検討していくという内容で整理いたしたところである。

(3) 令和元年度の取り組みの課題である。こちらについては先ほどから申し上げているとおり、アンケート等の課題、改善点について整理して、労務台帳の改善、労務報酬下限額の考え方について、公契約条例の適用労働者の範囲、公契約条例の周知方法に引き続き対応していきたいと審議会では考えているところである。

続いて、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置」及び「多摩市工事契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)」に関する市の対応について報告させていただく。こちらについては、既に補正予算でもお認めいただいているところであるが、市の対応についてここで報告させていただく。

まず1番の趣旨であるが、平成31年2月に公表された「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)」については、昨年と比較して全国平均3.3%、東京都においても約3.1%上昇している。また、新労務単価の公表に合わせて、平成31年2月22日付国土交通省からの通知文「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」という内容において、新労務単価の早期適用並びにインフレスライド条項の適用等についての要請が国から各自治体にあった。これを受けて本市では、新労務単価の早期適用と、平成31年3月1日以降の工事にかかる発注から新労務単価を反映した積算とし、予定価格を適正に定めるとしている。あわせて、昨年に引き続いて新労務単価による契約変更の協議を請求できる特例措置、「平成31年3月から適用する設計業務委託等技術者

単価（以下「新技術者単価」という。）による契約変更の協議についても請求できる特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項についても適用するという方針にさせていただいているところである。また、受注者においては、こちらの内容についての趣旨を理解していただいて、下請の事業者に対しても締結している契約額の見直しをして、技術労働者への賃金水準引き上げについても適正に対応するように依頼したところである。

以下、2番目については、その詳細についての説明内容になっている。

2番、新労務単価・新技術者単価の特例措置及びインフレスライド条項適用の内容のア、新労務単価の特例措置の詳細がこちらに記してある。

適用対象案件については、平成31年3月1日以降に契約した工事のうち、旧労務単価を適用しているものに対してが対象案件という形になっている。こちらについては、請求を平成31年4月19日を請求期限として、結果16件の請求があった。こちらは補正予算の中で入っていた内容も記されている。

裏面に行って、イ、新技術者単価の特例措置。（1）適用対象案件は平成31年3月1日以降に契約した委託。こちらについては工事に係る設計、測量、地質調査等の委託になるが、そのうち旧技術者単価を適用している案件についてが対象になっている。請求についての実績であるが、平成31年4月19日までを期限とし、結果4件の請求があった。

ウ、インフレスライド条項の適用。こちらについては、適用の対象案件、平成31年3月1日が工期内にある工事で、残工事が原則として2カ月以上ある工事を対象としている。こちらについては、請求の実績が平成31年4月19日までで、結果7件の請求があった。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 1点だけ。公契約条例の実施状況等についての事業者アンケートであるが、64者中37者の回答、57.8%の回収率ということだったが、例年このような感じなのか。募集期間、実施期間が約半月ということで短いのか。私は、できれば100%に近づけていただきたいと思う。市民アンケートと違って、これ要は業者アンケートであるから、例えばこれは一つの例として、今後のペナルティーにするとかそういうこともやって、この

条例をきちんと動かしていくのだという姿勢を多摩市として見せてほしい  
と思うが、いかがか。

櫻田総務契約課長 まず昨年度の状況であるが、昨年度についても期間は同じ期間になっ  
て、回収率が56.1%になっている。

渡邊総務部長 いずれにしても、公契約条例を進めていく中で、それぞれの受注した企  
業がどのような考え方でそれを進めていくのかは、次の年度にそれを反映  
していくということでは大きなところであると思うので、どこかで義務づ  
けられるかは別としても、それはきちんとアンケートまで答えて一つの完  
結であるというようなことはしっかりと業者に言ってまいりたいと考えて  
いる。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、会計年度任用職員制度の概要について、市側の説明を求  
める。

本多人事課長 それでは、資料をごらん願う。会計年度任用職員制度の概要についてご  
説明申し上げます。この会計年度任用職員については、令和2年度から新た  
に全国的に導入される非常勤職員の制度である。

まず1ページ目の囲みの中は、この制度導入に対しての背景であり、2  
行目のところをごらん願う。平成30年7月に働き方改革関連法が公布さ  
れて、ことしの4月から順次施行されている。さらに、雇用形態にかかわ  
らず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金を実現するために、昨年  
12月に同一労働同一賃金ガイドラインが公表されている。このような背  
景を受けて、地方公共団体においては臨時・非常勤職員の適正な任用・勤  
務条件を確保するため、平成29年に地方公務員法が改正されている。こ  
の内容としては、次の段落のところであるが、特別職非常勤職員、臨時的  
任用職員の任用要件の厳格化、一般職の会計年度任用職員制度を創設す  
ることである。あわせて、会計年度任用職員制度への移行を平成2年  
までに終えることになっている。また、会計年度任用職員への期末手当の  
支給を可能にしたところが大きな改正点である。この改正法によって本市

も令和2年4月1日から会計年度任用職員へ今現在雇用されている非常勤職員を移行するという事で今事務を進めている。

移行のイメージであるが、次のページをごらん願う。次のページに移行イメージがある。今現在は現行のところを見ていただきたいと思うが、本市では嘱託職員、それと真ん中のところにある非常勤一般職、さらに右側の臨時職員ということで3職種の非常勤職員制度がある。これを令和2年4月から会計年度任用職員という一つの職に移行するという事である。この移行に際しては、職務の内容等に応じて専門スタッフと補助スタッフということで2つの職種に分けることを今考えている。専門スタッフについては、学識や資格等に基づき専門的な業務に従事する職ということで、職種としては各種相談員や支援員、推進員といった職、図書館奉仕員や児童構厚生員等を想定している。右側の補助スタッフであるが、これは事務補助とか軽作業の事務に従事される方であり、事務補助員とか保育補助員といった職が補助スタッフということで移行を考えている。

次、その下、大きな3番、勤務条件であるが、任用期間については会計年度であるので、1会計年度内の雇用となる。その下、更新であるが、更新については現行の非常勤職員制度として活用している更新4回までということで、今までと同じような任用形態、更新の考え方をもち新たに進めたいと考えている。

次のページをごらん願う。(5)の報酬手当である。専門スタッフについては、東京都が報酬設定においては大卒10年目の職員の給与水準を目安とする考え方を示しているので、多摩市においてもその考えをもつて金額設定したいと考えているが、現行の嘱託職員の月額報酬水準が、この10年目の大卒の給与水準と同等であるので、現行をベースに移行したいと考えている。少し下に行ってイの手当である。先ほど新たに期末手当が支給できることになったことから、年2回、6月と12月に在籍している職員に対して期末手当を支給したいと考えている。

なお、休暇制度、また福利厚生制度についても、常勤職員に準じた形で制度設計を今行っているところであり、勤務条件にかかわるところであるので、職員団体と今細部について交渉を進めているところである。

次のページをごらん願う。今後のスケジュールである。7月に入ったら庁内の制度改正説明会を実施して、9月議会で任用勤務条件に関する条例を上程したいと考えている。あわせて、今ある臨時職員、非常勤一般職、嘱託職員の任用勤務条件に関する条例の廃止を上程したいと考えている。11月になったら、今現在雇用している非常勤職員の方について更新希望調査、選考を経て2月に採用試験、合格発表という手順で今スケジュール感を持って進めているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 任用期間が1年であることが私は非常に気になるところであるが、嘱託職員や非常勤一般職員の方にも結構専門的な方たちもいらして、この間私も問題にした子育て総合センターにも嘱託職員がおられるわけであるが、長期間経験を積んで働いていただかなければ身につかない職種にかかわっておられる方もいらっしゃる中で、会計年度1年以内と、それから4回までだろう、そのことあたりについては、その職場、特に労働組合も幾つかあるから、そういうところの話し合いの状況はどうなっているのか。

本多人事課長 この会計年度任用職員の更新については、1年ごとの雇用であるので、その都度更新の手続が必要になるが、今現在職員団体とその部分についての調整については、今と同じように雇用自体は1年ごとの雇用であるが、更新手続については現在と同様職務経験を経ている方について移行をまず確認して、勤務実績を勘案して継続して雇用していく考えを持っている。

あらたに委員 基本的なことであるが、1年ごとに更新して行って、60歳にまたがる方に対して、今までの経験が上積みになるのか、公契約条例などはまさに60歳以上を外してしまっているような状態の多摩市であるが、そこら辺はどう考えているのか。

本多人事課長 この職については有期での雇用となるので、定年制を撤廃するような形になり、働ける限り応募ができる状況になる。

あらたに委員 まさに今の考え方でいくと、私は公契約条例を早く見直したほうがいいと思っている。ダブルスタンダードである。自分たちの仕事をやってくれる人は能力に応じてきちんと支払うと言っているのに、公契約条例については60歳以上は公契約条例の対象外だと、それはダブルスタンダードな



感じがする。年齢的なことは問わないと言うのだったら、公契約条例も見直したほうがいいと思う。

渡邊総務部長 まさに今そのところが公契約の委員会の中でも、このような形でしていくのが話し合いになっているので、今年度の中心的な課題というか検討のものになろうかと思うので、来年にはまたご報告がきちんとできるのではないかと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、多摩市国民保護計画の一部修正について、15番、令和元年度東京都・多摩市合同総合防災訓練について、市側の説明を求める。

城所防災安全課長 それでは、まず初めに、多摩市国民保護計画の一部修正についてご報告させていただく。趣旨としては、多摩市国民保護計画は外国からの武力事態や大規模テロ等の緊急対処事態に対して、多摩市が迅速的確に市民を保護することを目的に、多摩市国民保護協議会の審議を経て、最初は平成19年3月に策定された。今回国の基本指針の変更の反映や、東京都の保護計画、また多摩市地域防災計画の整合性、そして我々の組織改正の反映を目的に、令和元年5月に改定したので、改めて報告するものである。意見照会を行ったのは全21件である。それぞれ内容は記載のとおりである。

今回の主な修正点である。まず国の基本指針の変更の反映として、E m - N e t や J - A L E R T の活用がある。既に J - A L E R T は活用しておりおなじみかと思うが、その上で今まで使っていた E m - N e t や J - A L E R T を活用することを計画に盛り込むといったところである。

続いて、武力攻撃事態等合同対策協議会への参加である。国の現地対策本部長が「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合、多摩市対策本部もそれに参加し、相互に協力。こちら側の現地で会議をする場合は多摩市も参加するといったようなものである。

続いて、安否情報システムの活用である。これも既に配備されているものであるが、武力攻撃事態等における安否情報収集のため、そのシステムを活用することを明記したものである。

次のページに行って、東京都国民保護計画との整合性である。これはまさに緊急処理事態（大規模テロ等）への対処を重視しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会へ向け、危機管理の視点を踏まえて、そのようなことを重視する記述を追加している。

続いて、多摩市地域防災計画との整合性である。多摩市地域防災計画については、避難所について、女性や要配慮者の視点を盛り込むことを最近記載しているので、国民保護計画上もそのような視点を入れるということで盛り込んでいる。

そして、多摩市の組織改正に伴う修正。最近組織改正がたくさんされているが、現行の組織を反映したものに変えている。

補足であるが、国民保護協議会は現在25名で構成されており、国・都の方々、またライフライン事業者、鉄道の方々、また学識経験者の方々がおられる。今回この計画の変更について、素案と最終案について二度ほど議論をさせていただいているところである。

お手元に新旧対照表が行っているかと思うが、ここでの説明は記載のとおりとさせていただきたいと考えているところである。

続いて、令和元年度東京都・多摩市合同総合防災訓練についてである。

まず1の開催自治体間の調整で、東京都総合防災訓練は隔年で区部と市部交互にやっている。参考までに平成29年度は調布市で、平成30年度は中央区・港区共同開催でやっているところである。市部におけるローテーションであるが、多摩部に来たら市町村1からブロックに分けている。そして、令和元年度は我々が在籍する第2ブロックに決まった。第2ブロックでの調整であるが、記載にあるように多摩市、八王子市、町田市、日野市、稲城市であるが、過去において一番やっていないのが多摩市となるので、今回多摩市に白羽の矢が当たったというような自治体間の調整である。

訓練日時であるが、9月1日である。例年東京都の防災訓練は9月1日の防災の日の近い日曜日に決まっており、ことしはどんぴしゃの9月1日になる。

そして、訓練目的は記載のとおりである。

訓練内容である。(2) 会場別実動訓練、メイン会場が多摩センター駅、また多摩中央公園周辺となる。こちらに住民による自助・共助訓練ということで、いわゆる住民同士による救助、救護、消火等の訓練をしていただきたいと考えているところである。

次のページに行って、救出・救助活動訓練である。警察署と自衛隊が連携して救出救助訓練を実施する。これは多摩中央公園で実施する予定である。続いて、展示・体験、応急復旧訓練である。東京都及び多摩市の福祉部門であるとか、またライフライン事業者がこういったものを展示、また皆さんに見てもらって体験していただきながら防災の普及に努めるというところである。

少し下に行って、エである。多摩中学校ということで、ことし9月1日が先ほどメイン訓練と申したが、実は8月31日にも訓練をしている。多摩中学校で避難所運営訓練を実施している。これ地域住民による避難所運営と、あと行政による避難所運営支援であるが、ここに多摩中学校の生徒も145名ほど参加していただいて、避難所運営を一緒にやっていただく。多摩中学校の生徒は8月31日から9月1日午前中と長い時間の訓練参加になるが、頑張ってもらって教育していただくということで、校長先生にも話を調整しているところである。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員

私は、後ろのほうの総合防災訓練について伺いたいと思うが、市民の方から、この東京都・市を含めた会議が開かれているわけであるが、それに対する情報開示が行われていて、それについて幾つか質問したいと思う。

まず第1回の会議のときには、東京都・多摩市合同防災訓練会場別PT構成一覧の中に有明の丘というところはがんセンターがあるところの広場だと思うが、そこに航空機を使用した訓練、在日米軍その他というのが入っていたが、2回目のところ、同じ色のところでそれは外されているが、この経緯について少しお話しいただければと思う。

城所防災安全課長

そのエリアを用いて大規模な物資輸送をするということが1回目では入っていたが、1回目は昨年をそのままたき台としてお出しさせていただいて、その後2回目以降、その訓練をやらないことが決まったので、そ

の後その訓練は削除された。繰り返しであるが、1回目に提示したが、前回のものをたたき台として提出しているということで、特に最初からやるぞというような意図があったものではないと東京都から聞いているところである。

安斉委員       それから、自衛隊の参加があるところを私もずっと拾い上げてみたが、特殊車両が展示されるということで、これは消防署も、消防庁か、そちらのほうもあるかと思うが、特に自衛隊の特殊車両についてはどういうものなのか、災害時のみの利用の車両なのか、それともいわゆる非常事態のときにも使うような車両なのか、そのあたりを伺いたいと思う。

城所防災安全課長   昨年ベースで申すと、予定されているのが救急車、これは普通の東京消防庁の救急車、色が少し違うぐらいかなと思う。あと偵察用とかオフロードタイプのものである。高機動車と言って悪路でも走れるような工夫がある。偵察用オートバイというのはオフロードタイプで、高機動車というのが悪路でも走れるような車がある。続いて資機材搬送トラック、いわゆるトラックである。あと人員輸送のマイクロバス、この辺が昨年来ているので、同じようなものが展示されるのかなといったところである。特に災害時に私もあちこち行ったが、よく見る自衛隊の車両が、災害時によく活躍している車両が多摩市の防災訓練にも来るのかなと、そのようなイメージを持っている。カレーをつくる、牽引する車両も参る。

安斉委員       多摩中学校で行われる避難所運営訓練であるが、自衛隊の活動が入浴支援と炊き出し訓練ということであるが、中学生とのかかわりではどのようなところが出てくるのか、そこを伺いたいと思う。

城所防災安全課長   避難所運営訓練というのは、多摩市オリジナルのものでやっている訓練である。少し宣伝になるが、東日本大震災以降、やはり実践に即した訓練ということで、それは何かというと避難所運営だろうということで、今回東京都と合同でこれをわざわざ入れた。今までの過去の中で東京都がやったことのない訓練をわざわざ前日にやるといったものである。そして、その中で中学校のかかわりであるが、今回お風呂を持ってきていただけるが、中学生が体験するわけではなく、見学にとどめるといったところで校長先生と調整しているところである。かかわりということで、そういった

資機材があるんだよということを展示して、中学生がそれを見学するといったようなかかわり方になろうかと思う。

安斉委員 入浴支援も確かに喜ばれた。それから、もう一つ、今度の訓練にいろいろな自衛隊の名前が出てくるわけであるが、陸上自衛隊第一後方支援連隊、航空自衛隊府中基地、中部航空方面司令部支援というのが出てくるが、こうしたことが関連で行われてきたのかもしれないが、どこでどのように訓練に参加するのか、図を見ただけではわからないが、どのようになるのか。

城所防災安全課長 会場内でどこの部隊をどこに配属するかは目下調整中である。補足であるが、多摩市は練馬駐屯地にある第一後方支援連隊に属している。例年我々が訓練すると、この第一後方支援連隊が応援に来ていただいて、足りないものは恐らくとなりの朝霞にある第一施設大隊。施設大隊という名前はぴんどこないかもしれないが、大きな車両とか、カレーをつくる機械とか、あと風呂を持っているところに依頼をかけて、それも展示で持っているというのが毎回多摩市のスペックである。それに今回東京都が入るので、もう少しその応援が東京以外の広域にわたっているといったイメージになるかと思う。繰り返しであるが、どこに何が入るかは目下調整中である。

安斉委員 多摩センターを中心に行われ、多摩中学校でも行われるわけであるが、そこに今言ったような舞台が来るということがあるが、中部航空方面司令部支援というのは、少し離れたところというか、関東圏域ではない。これも多摩市に来るのか。

城所防災安全課長 現時点では来るだろうというような想定であるが、今自衛隊の参加をかなり絞っている、すべての機関がそうであるが、本番に向けて実際のものに調整しているところであるので、最終的に来るか来ないか、1カ月後先になるかと思う。

安斉委員 宿泊訓練が非常に、多摩市での訓練のたびごとにそれぞれの学校でやられてきた。そういったことが今回非常に注目されているということがよく理解できた。

あらたに委員 宿泊訓練というのは、関戸3丁目とか、地域の人たちも参加できるのか。今のお話を聞いていると多摩中学校生徒しか参加できないニュアンスで聞

こえたが。

城所防災安全課長 まさに今補足を言っていたように、関戸であるとか一ノ宮の方々には個別に2回ほど地域説明会をして、多摩中学校の生徒と一緒に夜から翌日までやらないかという声かけをしたいと思っている。

板橋委員 中学生は授業の一環としてやるのか、それとも希望者を募ってやるのか、その135名はどういった人たちなのか。

城所防災安全課長 多摩中学校の生徒は授業の一環である。補足であるが、9月1日のほうにも実は各中学校にお声がけしている。これはあくまで現地集合現地解散のボランティア参加用であると声をかけていこうと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、16番、多摩市都市農業振興プランの策定についてと、17番、特定生産緑地の指定手続きの説明会について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、多摩市都市農業振興プランの策定及び特定生産緑地の指定手続きの説明会について、概略について経済観光課長のほうから説明させていただくのでよろしく願います。

宮崎経済観光課長 それでは、多摩市都市農業振興プランの策定について説明する。平成30年度末で計画期間が終了する多摩市農業振興計画の後継となる新たな計画について、農業者、農業機関関係者、学識経験者からなる多摩市都市農業振興プラン策定委員会により、策定を進めてきた。平成31年3月に多摩市都市農業振興プランが完成したため報告するものである。

策定までの経緯である。平成30年8月17日に第1回の農業振興プラン策定委員会を開催した。平成31年2月にパブリックコメントを実施して3月8日に第5回多摩市都市農業振興プラン策定委員会を開催し、3月29日に決定したものである。

2番目の計画の目的とねらいである。目的は、農家の努力のもとで維持されてきた農地を将来的にも存続。ねらい、市民の農への関心の高まりを取り込んだ実現性のある計画。

3番の計画期間。平成31年度から令和10年度の10年間である。

4番目の計画の位置づけ。本計画を都市農業振興基本法第10条における基本計画として位置づけるものである。

5番目の計画の考え方と基本方針。2つ目のマルで「農業者と市民が支える都市農業のあるまち 多摩」を多摩市農業の将来像とした。農業経営の充実、担い手の育成、農地の保全、市民理解の醸成の4つの柱を基本方針とした。

続いて、次のペーパーをお開き願う。特定生産緑地の指定手続きの説明会について説明する。

まず背景として、生産緑地は、都市計画決定から30年経過する日以後、所有者が市町村に対し、いつでも買い取り申し出が可能となり、都市計画上不安定な状態に置かれる。平成30年4月の生産緑地法の改正施行により、市町村長は、所有者をはじめとする農地等利害関係人の同意を得て、生産緑地を特定生産緑地に指定することで、買い取り申し出時期の10年延長、あわせて従来適用されてきた固定資産税等に対する税制特例措置の継続が可能となった。多摩市においては、令和4年に8割以上の生産緑地が申し出基準日を迎えることを踏まえ、令和2年度から指定を開始すべく、農地等利害関係人を対象に平成30年度から特定生産緑地制度等の概要の周知を、説明会の開催等を通じて行ってきた。

目的であるが、1行目の後ろのほう、令和元年度から生産緑地の所有者の指定申請を受け付けるため、指定手続についての説明会を開催するものである。

対象は、生産緑地の農地等利害関係人及びその家族である。

内容としては、まず特定生産緑地制度の概要。固定資産税・都市計画税に関係すること。指定の要件。そして、ここがメインであるが、指定の申請方法。そして、都市農地の貸借についての説明をする。

日時については、第1回が令和元年8月1日、第2回が8月9日、第3回が8月19日。会場はいずれも多摩市役所西第1～3会議室という形になっている。

そして、お知らせであるが、5月24日に生産緑地の所有者全員に多摩市から説明会のお知らせを送付している。また、たま広報7月5日号に掲

載すると同時に、公式ホームページでも案内をしている。

この説明会は、都市計画課、農業委員会の事務局である経済観光課及び課税課が連携して行っている。

この同様の資料については、生活環境常任委員会でも説明することになっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 最近ここ数年ものすごい勢いで生産緑地が減っているという印象を私は受けているが、そこら辺を市はどう捉えているのか。

宮崎経済観光課長 生産緑地は確かに減っている。農業振興プランにも掲載しているが、そちらの本編のほうは6月のサイドボックスに入れている。生産緑地の減っている要因であるが、生産緑地に指定されてから30年近く経過しており、所有者の高齢化でやはり相続が発生し、相続が発生するとどうしても相続税を払うというところ、それから相続税法の改正があり、かなり控除額が落ちたというところで、どうしても生産緑地を売るなりして相続税を払うということで生産緑地が最近かなり減っている状況である。

鈴木市民経済部長 少し補足させていただくが、ここ3年ぐらいの傾向であるが、大きくやっていた農家の方が亡くなられたり、身体の故障ということで、この2～3年の中で1ヘクタールほど生産緑地の買い取り申し出がどうしても出てしまったというところがある。ここで法整備がされた都市農地の貸借の円滑化法がタイミング的に合わなかったところもあり、所有者の方が相続税の納税のために、ほかにも大きく持たれているところもあるので、どうしてもそのための支払いの原資にしたいということで買い取り申し出が出てしまったところがある。ここばかりは私どものほうでも防ぎようがなかったというところである。ただ、新しくできた都市農地の円滑化法という法律があるので、身体の故障等でできなくなった場合については、農業委員会の農業委員を通じてご本人にそういった制度を紹介して、またマッチングさせるような形にして生産緑地が残るような取り組みを進めていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、18番、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた準備会の設立について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた準備会の設立についてである。これまで市では、クリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けて庁内で検討を進めてきたところであるが、ここである程度また検討に進展があったので、その状況についてご報告させていただくものである。概要については観光担当課長からご説明させていただく。

渡邊観光担当課長 3月の総務常任委員会でも今後の進め方についてご報告をさせていただいたところであるが、今年度の進め方について具体的になってきたので、報告を改めてさせていただくものである。

1番目、クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた進め方であるが、3つのSTEPを踏んで運営促進・拡充を図っていくとしている。まずSTEP1である。準備会の設立。庁内職員のほか、有識者や多摩中央公園内施設関係者で構成し、クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けて今後設立予定のCMA(キャンパス・マネジメント・アソシエーション(協議会))のメンバーや体制運営ルールなどを検討していくとしている。STEP2である。こちらでCMAの設立をする。多摩中央公園内施設の施設運営管理者を中心として、地域施設や大学等を加えて具体的な取り組みを企画・立案し、実行していくとしている。STEP3、CMAの連携拡大ということで、こちらのCMAの運営が安定してきた段階で商店街や市民、地域団体、アミューズメント施設等との連携を拡大して、より一層のにぎわい創出を図っていくとしている。

まず今年度であるが、STEP1の準備会の設立についてである。準備会の設立に向けた庁内検討についてであるが、多摩センター地区の活性化に向けた議論の場である。こちらは庁内組織である多摩センター地区活性化推進会議で検討していく。

アの部分であるが、検討事項とスケジュール(案)である。まず令和元年、今年度の5月から8月にかけてであるが、こちらは準備会のメンバー候補の検討と決定をしていく。9月以降12月までの間に準備会への参画

を打診させていただいて、メンバーの決定・就任依頼をさせていただきたいと思っている。年明け令和2年の1月以降に第1回の準備会を開催したいと考えている。こちらの表の右側であるが、あわせて検討していく項目として、仮称クリエイティブ・キャンパスやCMAの名称の検討・決定となっている。今はまだ仮称であるが、こちらの名称についても検討し、場合によっては新たな名称に決定していくことを検討していく。また、多摩センター地区のさらなる活性化に向けた取り組みを検討していく。

1月以降の準備会設立後であるが、まずは当初目標とする多摩中央公園を中心とした公園内施設が連携して活性化を図っていくような具体的なイメージを検討していく。最終的には公園内だけではなく、さまざまな団体との連携の拡充を目標としている。こちらではCMAの方針や運営ルール、事業展開や体制、役割分担などを検討してまいりたいと考えている。

次のページをおめくりいただいて、イの準備会メンバー構成についてということで、現在の案である。まず庁内委員としては、課長級で考えている。まず企画部門のところの行政管理課長、資産活用担当課長、また観光部門の観光担当課長、あと各施設の担当ということで文化施策担当課長、都市計画課長、道路交通課長、公園緑地課長、文化財担当課長、図書館本館整備担当課長ということで今考えている。あわせて、庁外委員として多摩中央公園内施設運営者ということで、グリーンライブセンター、あとパルテノン多摩の施設運営者に参画いただきたいと考えている。オブザーバーとして考えているのが、市内もしくは地域の大学とも連携を深めていきたいということで、こちらの準備会のところからの参画を考えている。また、団体等として多摩センター地区の活性化団体を今考えている。

(2) 準備会の設立及び運営等についてである。アの設立時期についてであるが、令和元年度内の第1回準備会開催を目指してメンバー候補への参画の打診を行っていく。また、イ、検討内容についてである。クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けての検討は、庁内組織での多摩センター地区活性化推進会議で検討してきたものを準備会が引き継いで検討していく。また、多摩中央公園と公園内施設の管理運営事業者が決定後にCMAを設立する予定であるので、それまでに各事項について決定していく。

ウの運用についてである。準備会の検討については、専門的な知識が必要であるので、エリアマネジメント等の事業実施経験や知見のあるコンサルティング業者を入れて検討していくことを考えている。

最後に、3のところである。(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想と多摩中央公園内の施設の改修スケジュールである。一番上の段がクリエイティブ・キャンパス構想のスケジュールである。STEP1が今年度からおおむね2021年後までを考えていて、この2021年ごろに、今仮称であるが、CMAを設立していきたいと思っている。この後に各パルテノン多摩、図書館、中央公園とか、そちらの管理運営事業者が決定してくる予定のもとに、こちらはその後CMAを設立したいと今予定している。その後、各オープン、プレオープンやオープンを迎えて、CMAでオープンのイベント等を実施していきながら、最終的には2023年ごろ以降、運営の拡大を図っていきたいと考えている。

松田委員長 本日の会議は議事の都合によりあらかじめこれを延長する。

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて19番、プレミアム付商品券事業について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、プレミアム付商品券事業についてである。こちらについては、先週の補正予算の審議でもお話しさせていただいているが、消費税率が10月1日から10%に引き上げに合わせて低所得者及び3歳児未満の子育て世帯に対してのプレミアム付商品券の販売を行う予定である。概要、スケジュール等の詳細について、プレミアム付商品券事業担当課長からご説明させていただく。

伊野プレミアム付商品券担当課長 それでは、初めに、概要及びスケジュールについて説明する。こちらについては、先週の補正予算でも概要及び流れなどを答弁の中で説明したので、本日はそのときに説明していないところを補足する形で説明させていただく。

概要の(3)購入単位である。1枚の額面500円、10枚で1冊

5,000円分を4,000円にて1冊単位で5冊販売。5冊は日にちを分けて購入可能というところであるが、今多摩市ではこのような購入引きかえ券を9月末に送る予定になっている。こちらについて、これ今拡大しているが、実際にはA4サイズになる。住民票や各種証明書の用紙と同様にコピーすると文字が浮かび上がる用紙を使う。購入引きかえ券の様式は、全国統一様式になっている。ここで真ん中の少し下に購入確認欄の5つのますがある。こちら1冊を購入すると商品券販売所で多摩市専用の確認印を押す。5冊を購入すると確認印すべてが埋まるので、商品券販売所でこの用紙自体は回収する。残っている場合には、購入引きかえ券を対象の方にお返しするような形になっている。

あとは大体説明しているので割愛させていただく。4番目の市民等への周知である。たま広報では7月5日号に概要及び使用可能店舗の募集を掲載する予定である。多摩市公式ホームページでは本日概要及び使用可能店舗の募集の掲載を行っている。今後もたま広報では申請書の送付、商品券への引きかえなどの時期を掲載したいと考えている。公式ホームページも随時更新したいと考えている。多摩市の各施設では、国から7月に届く予定のポスター及びチラシを8月初旬に設置する予定である。国ではとりあえず電子データでこのようなものが届いている。これはまだ多少変更があり得るということで、皆様にはまだお配りできないが、このようなものが7月に国から今度はカラー版で紙が届くので、これを市の各施設に置きたいと考えている。また、9月下旬には応募した店舗等にポスター及びステッカーを送付するので、掲示していただく予定である。

最後に、今後の議会への報告である。令和2年3月までの各定例会の総務常任委員会協議会で進捗状況などを報告させていただければと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、20番、行政視察についてである。

今年度の総務常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。

まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

まず委員による意見交換で、実施の有無と日程、日にちが完全に決まらなくても、例えば何の週ぐらいまでは詰めたいと思う。

この際、暫時休憩する。

午後 5時07分 休憩

---

午後 5時25分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、委員の皆様の見解を踏まえて、視察の日程については、希望日として10月23日から25日まで、予備日として10月28日から29日までを予定したいと思う。視察地が決定するまでの間、各委員の予定をあけていただくようお願いする。また、視察の候補地については、岡山県真備町、広島県の災害があったところのほか、最終日まで各委員から提案を受け付ける。各委員から候補地の提案がない場合は正副委員長に一任していただくことでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

松田委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 5時26分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 5時26分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

総務常任委員長            松田 だいすけ